

■ 会則・付則および規則

目 次

- 第1条 名称
- 第2条 目的
- 第3条 メンバー
- 第4条 紋章，色，スローガン及びモットー
- 第5条 役員及び国際理事会
- 第6条 国際大会及び代議員
- 第7条 地区組織
- 第8条 クラブ
- 第9条 地区大会及び選挙
- 第10条 地区役員の任務
- 第11条 メンバー
- 第12条 入会金及び会費
- 第13条 議事規則と手順
- 第14条 改正

会則・付則および規則

ライオンズクラブ国際協会会則および付則

2021年 6 月 第103回国際大会改正（バーチャル）

〔会則第 5 条第 4 項 (a)，付則第 2 条第 4 項 (a)，第 5 項，第 6 項，第 4 条第 1 項，第 9 条第 6 項〕 註 1

2022年 6 月 第104回国際大会改正（モントリオール）

〔付則第12条第 2 項 (a)〕 註 2

註 1：国際理事候補者の推薦証明書の提出期間を30日から60日前に変更する規定は2022年 7 月 1 日に発効する。また，第 2 副地区ガバナー候補者の資格要件に追加された「地区ガバナーとして全期または過半期間務めていない。」との変更は2022年 7 月 1 日に発効する。

註 2：半期分国際会費は2023年から 3 年間に亘って値上げされる。2023-2024年度半期23ドル（年間46ドル）に，2024-2025年度半期24ドル（年間48ドル），2025-2026年度以降半期25ドル（年間50ドル）となる。

ライオンズクラブ会則および付則標準版

2022年 4 月 国際理事会改正（ハワイ）

〔会則第 7 条，付則第 3 条第 9 項，第 5 条第 1 項 (e)〕

出席メーク・アップ規則

1997年10月 国際理事会追加（ホノルル）

複合地区会則 註 3

2022年 5 月， 6 月 第68回330～337複合地区大会または
代議員書面決議

〔会則第5条8項，第16条1(b)項*，
第18条19項〕*330複合地区を除く

註3：国際付則および標準版地区付則との整合性を持たせるため，
複合地区会則の条文を修正している。〔第13条2項，第14条4項，第
21条2項〕

国際理事候補者推薦選挙手続規則

2022年5月，6月 第68回330～337複合地区大会または
代議員書面決議
〔第16条〕

国際第3副会長立候補者推薦手続規則

2007年5月，6月 第53回330～337複合地区大会
33×複合地区緊急援助資金規定

1994年5月 第40回336複合地区大会改正（岡山市）
〔2項(3)〕

レオクラブ会則および付則標準版

2016年10月 国際理事会改正（ナッシュビル）
〔会則第7条B項〕

ライオンズクラブ国際協会



会則及び付則

2022年 6 月28日改定

目次

会 則

第1条	名称	40
第2条	目的	40
第3条	メンバー	41
第4条	紋章，色，スローガン及びモットー	41
第1項	紋章	41
第2項	名称及び紋章の使用	41
第3項	色	41
第4項	スローガン	41
第5項	モットー	41
第5条	役員及び国際理事会	41
第1項	役員	41
第2項	会員としての要件/代議員となる資格	42
第3項	国際理事会の会則地域別構成及び選挙	42
第4項	選挙，役員の任期，空席	43
第5項	理事会権限	45
第6項	会議	46
第7項	投票権	46
第8項	報酬	46
第9項	解任	46
第6条	国際大会及び代議員	46
第1項	開催日及び開催地	46
第2項	代議員数	46
第3項	代議員の投票	48
第4項	定足数	48

第5項 代理投票	48
第7条 地区組織	48
第8条 クラブ	48
第1項 クラブ認証	48
第2項 クラブ会員となる資格	49
第9条 改正	49
第1項 改正手順	49
第2項 通知	49

付 則

第1条 名称及び紋章	50
第2条 国際理事会選挙	50
第1項 国際大会における選挙	50
第2項 第三副会長立候補の資格	50
第3項 国際理事立候補の資格	51
第4項 候補者推薦及び推薦証明	52
第5項 代表権	54
第6項 国際指名委員会	55
第3条 役員の任務	56
第1項 会長	56
第2項 副会長	56
第3項 運営役員	56
第4条 国際理事会の委員会	56
第1項 常設委員会	56
第2項 資格証明, 議事規則, 決議, 選挙	57
第3項 特別委員会	57
第4項 委員長, 欠員	57
第5項 任命の制限	57

第5条	国際理事会会議	58
第1項	定例会議	58
第2項	特別会議	58
第3項	郵便による業務処理	59
第4項	定足数	59
第5項	執行委員会	59
第6条	年次国際大会	60
第1項	大会に対する国際理事会の権限	60
第2項	公式通達	60
第3項	大会役員	60
第4項	地区ガバナーによる会議出席経費	60
第7条	国際会計	60
第1項	会計監査	60
第2項	凍結資金	61
第8条	地区機構	61
第1項	地区編成の管轄	61
第2項	地区の最低条件	61
第3項	地区再編成	61
第4項	ガバナー協議会	63
第5項	複合地区ガバナー協議会の権限	63
第6項	解任	64
第7項	地区キャビネット	64
第8項	キャビネット会議	65
第9条	地区大会及び選挙	65
第1項	地区（単一，準，複合）大会	65
第2項	地区大会の権限	65
第3項	クラブ代議員方式	66

第4項	地区ガバナー立候補の資格	67
第5項	地区の立候補手続き条件	67
第6項	地区ガバナー／第一及び第二副地区ガバナー 選挙手順	68
第7項	同数得票	73
第8項	地区大会報告	73
第10条	地区役員の任務	73
第1項	複合地区協議会議長	73
第2項	地区役員	74
第11条	メンバー	79
第1項	クラブ結成	79
第2項	クラブ名称	79
第3項	申請手順	79
第4項	クラブの責務	79
第5項	ステータスクォ／認証状取消し	80
第6項	クラブ脱退	80
第7項	種別	80
第8項	二重クラブ会員籍	81
第12条	入会金及び会費	81
第1項	会員報告	81
第2項	会費	81
第3項	延滞金利	83
第13条	議事規則と手順	83
第14条	改正	84
第1項	改正手順	84
第2項	通知	84
第3項	施行日	84

別紙 A	会員種別	85
別紙 B	会員種別表	89

国際会則

第1条 名 称

本協会の名称は「The International Association of Lions Clubs（ライオンズクラブ国際協会）」である。

第2条 目 的

本協会の目的は次の通りである。

- (a) ライオンズクラブという奉仕クラブを結成し、
認証状を交付し、監督する。
- (b) 各ライオンズクラブの活動を調整し、運営を標準化する。
- (c) 世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい
発展させる。
- (d) よい施政とよい公民の原則を高揚する。
- (e) 地域社会の生活，文化，福祉，公德心の向上に
積極的関心を示す。
- (f) 友情，親善，相互理解のきずなによってクラブ
間の融和をはかる。
- (g) 一般に関心のあるすべての問題を自由に討論で
きる場を設ける。ただし，政党，宗派の問題をク
ラブ会員は討論してはならない。
- (h) 奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なし
に社会に奉仕するようはげまし，また，商業，工
業，専門職業，公共事業および個人事業の能率化
をはかり，道徳的水準をさらに高める。

第3条 メンバー

本協会のメンバーは、ここにある規定の下に正式に結成され認証されたライオンズクラブで構成される。

第4条 紋章、色、スローガン及びモットー

第1項 紋章。本協会及び正クラブの紋章は、下記の通りである。



第2項 名称及び紋章の使用。協会の名称、紋章、その他の標識の使用は、付則に随時定められる基準の通りである。

第3項 色。本協会及び正クラブの色は、紫色及び金色である。

第4項 スローガン。本協会のスローガンは「Liberty, Intelligence, Our Nation's Safety（自由を守り、知性を重んじ、われわれの国の安全をはかる）」である。

第5項 モットー。本協会のモットーは「We Serve（われわれは奉仕する）」である。

第5条 役員及び国際理事会

第1項 役員。本協会の役員は、会長、前会長、第一副会長、第二副会長、第三副会長（以上は執行役員であ

る)、国際理事、地区ガバナー、運営役員、並びに国際理事会が指定するその他の役員である。

第2項 会員としての要件/代議員となる資格。運営役員を除く本協会の各役員は、正クラブのグッドスタンディングの正会員でなければならない。各役員は、役員であるが故に、国際大会並びに所属地区大会(単一、準、複合)の正規代議員となるが、そのような大会でのクラブ代議員の割当数には含まれない。

第3項 国際理事会の会則地域別構成及び選挙。国際理事会は、会長、前会長、第一、第二、及び第三副会長、並びに、下記の通りに選出される理事で構成される。

各偶数年に18人の理事、すなわち米国及びその領域、バミューダ、バハマ諸島のクラブから5人、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島のクラブから1人、ヨーロッパのクラブから3人、東洋東南アジアのクラブから3人、インド、南アジア及び中東のクラブから4人、オーストラリア、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、インドネシア及び南太平洋諸島のクラブから1人、アフリカのクラブから1人を選出するものとする。

各奇数年に17人の理事、すなわち米国及びその領域、バミューダ、バハマ諸島のクラブから6人、カナダのクラブから1人、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島のクラブから1人、ヨーロッパのクラブから3人、東洋東南アジアのクラ

ブから4人、インド、南アジア及び中東のクラブから2人を選出するものとする。

第4項 選挙、役員任期、空席。

- (a) 執行役員及び国際理事は、本協会の年次大会で選出される。ただし、政府の規制または協会が抑制できない外部事象により国際大会が開催できない場合には、執行役員および国際理事を選出するための代替手段が、国際理事会によって承認されることがある。それ以外の点では、選挙は、本会則及び付則の規定に従って行われるものとする。
- (b) 運営役員は、国際理事会から任命され、理事会の意向を受けて役を務める。
- (c) 地区ガバナーは、付則の規定通りに選出される。
- (d) 執行役員任期は1年で、その当選が宣言された際に始まり、協会の次の大会で後継者の当選が宣言された際に終了する。
- (e) 地区ガバナー任期は1年で、当選した年の協会の大会閉会時に始まり、協会の次の大会閉会時に終了する。
- (f) 国際理事任期は2年で、本会則及び付則の規定に従って後継者が選挙され資格が認められるまでである。
- (g) 選挙されたか任命されたどの現職執行役員も、国際理事会の承認がある場合を除き、自身の後継者として立候補することはできない。
- (h) どの国際理事も地区ガバナーも、自身の後継者

となることはできない。

- (i) この後に規定されていることを除き、いかなる役職に空席が生じた場合にも、残る任期について国際理事会がその空席を埋めることができる。
- (j) 死亡、辞任、任務遂行不可能な障害、又はその他いかなる理由でも、会長職に空席が生じた場合には、残る任期について国際理事会がその空席を埋めるまで、次席の副会長が会長代理としてその任務を果たし、会長と同じ権限を持つ。
- (k) 死亡、辞任、任務遂行不可能な障害、又はその他いかなる理由でも、副会長職に空席が生じた場合には、残る任期について国際理事会がその空席が補充されるまで空席とする。但し、任命された副会長は、本会則及び付則に定められる方法で、その上位の全役職に選挙で選ばなければならない。任命された副会長がその上位の役職に立候補する際には、現在国際理事を務めているクラブ会員又は務めたことのあるクラブ会員は誰でも、同じく立候補することができる。
- (l) 前国際会長職に空席が生じた場合には、本協会の次の前国際会長によりその席が補充されるまで、空席とする。
- (m) 災害又は事故で理事会構成員の過半数又はそれ以上が致命傷を負ったり、職務遂行が不可能になった場合、残る理事会構成員は、定足数を満たすと満たさないとにかかわらず、協会の次の年次選挙が行われるまで、国際理事会の業務履行の権限

を与えられる。

- (n) 災害又は事故で理事会構成員の全員が致命傷を負ったり、その職務遂行が不可能になった場合には、その場合にのみ、最も近年に会長を務めた元国際会長が、残る任期についてすべての空席を埋める選挙を行うことを目的に、その10日以内に全元国際会長及び全元国際理事の会議を招集する。その会議は、招集後15日から20日の間に、国際本部で開かれる。この会議に出席するための妥当な費用は、協会の監査規定に従って協会から支払われる。
- (o) ここに定められていないような事情が生じた場合には、国際理事会が、残る任期についてその空席を埋めることができる。

第5項 理事会権限。

- (a) 本協会の権限は、明記されたもの及び示唆されたものの両方において、本協会の執行機関である国際理事会に帰属する。
- (b) 国際理事会は、
 - (1) 同理事会及び本協会のすべての役員及び委員会に対する管轄権、統制権、監督権を持つ。
 - (2) 本協会の業務、財産、資金を全般的に管理し統制する。
 - (3) 次期会計年度の収支予想額を示した予算案を作成させ、これを承認する。国際理事会全構成員の点呼投票による3分の2以上の賛成がなければ、予備金使用を必要としたり、その年度に

不均等な予算を出したり、次年度の収入又は予備金に響くような支出はできないし、認めることもできない。

第6項 会議。国際理事会の定例会議及び特別会議は、付則に従って招集され、開催される。

第7項 投票権。国際理事会の各メンバーには、理事会の決議が必要な事項について1票の投票権がある。

第8項 報酬。運営役員、及び国際理事会が指定する役員を除いて、すべての役員は無報酬で務める。但し、職務遂行又はそれに関連した妥当な経費は、理事会が定める監査規定に従って支払われる。

第9項 解任。選挙で選出された本協会のいかなる役員も、正当な理由があれば、国際理事会全構成員の3分の2以上の賛成投票によって解任できる。

第6条 国際大会及び代議員

第1項 開催日及び開催地。本協会の大会は毎年、国際理事会が定める年月日に同理事会が定める場所で開催される。

第2項 代議員数。グッドスタンディングの各正クラブは、大会が開催される月の前月1日付の国際本部の記録に示された会員25人ごと及びその過半の端数について、代議員1人及び補欠1人を本協会のいかなる大会にも送る資格を持つ。但しグッドスタンディングの各正クラブは、少なくとも1人の代議員及び1人の補欠を出席させる権利を持つ。本項でいう過半の端数とは、13人以上のことである。代議員及び補欠の選任については、クラブ会長又は幹事又はそ

の他資格のある役員が署名したか、そのようなクラブ役員が大会に出席していない場合には、クラブが所属する地区（単一又は準）の地区ガバナー又はガバナーエレクトが署名した代議員資格証明書をもって証明されなければならない。クラブは、大会議事規則によって定められた代議員資格証明締切り時まで滞納金を支払って、グッドスタンディングとなることができる。

本協会の各元会長は、各国際大会及び所属地区大会（単一，準，複合）において、完全な代議員権を持つ。国際理事会は、年次国際大会及び所属地区大会（単一，準，複合）に出席する元国際会長の妥当な経費を、現行の監査規定に従って支払うことを承認する。

本協会の各元国際理事は、各国際大会及び所属地区大会（単一，準，複合）において、完全な代議員権を持つ。これら元国際会長も元国際理事も、所属クラブの大会代議員の割当数には含まれない。

国際理事会の常設委員会のアポインティを務めている各元地区ガバナー及び元協議会議長、並びにL C I F執行委員会のアポインティを務めている会員は、その任期中に開催される国際大会において代議員権を持つ。この場合、その元地区ガバナーまたは元協議会議長は、その国際大会に限り所属クラブの代議員の割当数に含まれない。

本協会の各協議会議長は、在職中に開催される国際大会において、完全な代議員権を持つ。この場

合、その協議会議長は、その国際大会に限り所属クラブの代議員の割当数には含まれない。

第3項 代議員の投票。資格を証明され出席している代議員は、大会で選ばれる各役員につき1票を、又大会に提出された各議題につき1票を、いずれも本人の意思に基づいて投ずる権利を持つ。

第4項 定足数。資格を証明されて出席している代議員の数が、どの総会でも定足数である。

第5項 代理投票。代理投票は、クラブ、地区（単一、準、複合）、並びに協会において厳格に禁止される。

第7条 地区組織

ライオンズクラブが結成された地域を、付則で定められる通りの地区及び行政組織単位に分割する。

第8条 クラブ

第1項 クラブ認証。ここに他の規定がある場合を除き、国際理事会は、同理事会が定める規則及び規定の下にすべてのクラブを組織し認証する権限と権威を持つ。

本会則及び付則並びに国際理事会が随時設ける方針に従うことを条件に、すべてのクラブには自治権がある。

ライオンズクラブは、国際理事会が随時定める手順に従って認証状が正式に交付された際に、結成されたとみなされる。ライオンズクラブが認証状を受理することは、本協会会則及び付則を受け入れそれに従うことに同意したことを意味すると共に、協会が法人組織化された州で有効となっている法律に基

づき、本会則及び付則によって解釈され統制される関係を、本協会との間に結ぶことを受け入れたことを意味する。

第2項 クラブ会員となる資格。善良な徳性の持主で、地域社会において声望のある成人だけが、正式に認められたライオンズクラブの会員となることができる。入会は、招請のみによる。

第9条 改正

第1項 改正手順。本会則は、国際大会においてのみ、その年次大会で会則及び付則委員会から提出された改正案が、同大会で投票した資格証明済み代議員の3分の2の賛成投票で採決された場合、改正される。改正案は、下記の二つの方法の一つで承認されない限り、大会に提出されない。

- (a) 国際理事会が承認した。又は、
- (b) 投票用紙に載せるために改正案が国際理事会に提出される会計年度7月1日現在の国際協会クラブ会員数合計の51%以上の会員を代表する単一及び（又は）複合地区の大会決議で採用された。

第2項 通知。改正案はいずれも、改正案の投票が行われる大会の少なくとも30日前に、ライオン誌又は本協会の他の公式出版物に掲載されなければならない。

付則

第1条 名称及び紋章

いかなるライオンズクラブ、ライオンズクラブ会員、ライオンズ地区（単一、準、複合）も、あるいはライオンズクラブ、ライオンズクラブ会員、又はライオンズ地区が組織又は管理しているいかなる組織（法的、自然、その他一切）も、会則の規定又は国際理事会の方針で明確に認められている目的を除き、いかなる目的のためにも、本協会及びその正ライオンズクラブの名称、紋章、その他の標識を使用、発行、又は配布してはならない。又その他の個人又は組織（法的、自然、その他一切）も、国際理事会が要求する通りの文書による同意と認可なしには、本協会及びその正ライオンズクラブの名称、紋章、その他の標識を使用してはならない。

第2条 国際理事会選挙

第1項 国際大会における選挙。協会の会長、第一副会長、第二副会長、第三副会長、並びに全理事は、年次国際大会において無記名投票で選出される。国際大会が開かれる地区（単一、準、複合）内のクラブ会員は、会長、第一副会長、及び第二副会長の役職を除き、役員職に選ばれることはできない。

第2項 第三副会長立候補の資格。

(a) 国際第三副会長候補者は、

(1) グッドスタンディングのクラブのグッドスタ

ンディングの正会員であり、

- (2) 選挙又は任命により国際理事としての任期を満了したか満了を控えている者で、
- (3) 所属地区（単一，準，複合）の大会で推薦を得ていること。但し，単一地区又は準地区の大会が候補者を推薦することができるのは，かかる推薦を行う時に，単一地区又は準地区が国際付則第8条第2項の規定する地区の最低条件を満たしている場合に限る。
- (4) 本付則又は会則の規定通りに，所属地区（単一，準，複合）の推薦証明を得た者でなければならない。この推薦証明は，同候補者が第三副会長に選出された場合には，本協会の更に上位の役職に就く場合の推薦証明ともみなされる。
- (b) 本付則又は会則の規定に従って補充される役職に空席が生じた場合を除き，第三副会長を務めたクラブ会員のみを第二副会長に，第二副会長を務めたクラブ会員のみを第一副会長に，第二及び第一副会長を務めたクラブ会員のみを国際会長に選出することができる。本付則又は会則の規定に従って補充される会長又は副会長職に空席が生じた場合には，現在国際理事を務めているか又は務めたことのあるクラブ会員を，その空席補充のために任命することができる。

第3項 国際理事立候補の資格。国際理事の候補者は、

- (a) グッドスタンディングのライオンズクラブのグッドスタンディングの正会員であり、

- (b)(1) 本協会の正地区の地区ガバナーを全期又は過半の期間務めたか、務め終えようとしている者であるか、又は
- (2) ①任期中又はその後にグッドスタンディングのクラブ数が20に達したか又は正地区に昇格した暫定地区、あるいは②10年間以上暫定地区である暫定地区において、地区ガバナー又は暫定地区ガバナーを全期又は過半の期間務めた者で、
- (c) 所属地区（単一，準，複合）大会で推薦を得ていること。但し，単一地区又は準地区の大会が候補者を推薦することができるのは，かかる推薦を行う時に，単一地区又は準地区が国際付則第8条第2項の規定する地区の最低条件を満たしている場合に限る。
- (d) 本付則又は会則の規定通りに，所属地区（単一，準，複合）の推薦証明を得た者でなければならない。

第4項 候補者推薦及び推薦証明。

- (a) 空席が生じて本付則又は会則の規定の下に役職が補充される場合（この場合の立候補には推薦も推薦証明も必要としない）を除き，それぞれ該当する単一地区キャビネットあるいは準地区キャビネット及び複合地区協議会の議長及び幹事は，国際本部から提供される用紙を使って，地区ガバナー以外のすべての国際役員候補者の推薦を証明しなければならない。この推薦証明書は，国際理事

候補者の場合には、推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開会日の60日前までに、第三副会長候補者の場合には90日前までに、国際本部に到着していなければならない。ファックス又は電子メールで推薦証明を通知することができるが、ファックス又は電子メール送信後3日以内に推薦証明書を送付して、証明を確認しなければならない。そのような推薦証明書が提出され国際本部で受領されない限り、推薦は有効にならない。

どの推薦も、本付則又は会則の下にその会員が他の条件でも選出される資格を持つ、その推薦に続く3回の国際大会のためだけに有効である。推薦が有効である期間、(i) 推薦撤回はできないし、(ii) 他の推薦は無効であり、(iii) 死亡、資格喪失、立候補取消しが起こった場合には推薦決議は無効になる。推薦の有効期間中には、これ以上の推薦証明は必要ではない。

すべての推薦は、1回目か2回目を問わず、国際役員立候補の意思を公表する時期及び方法が単一地区又は複合地区の会則及び付則に定められていれば、それに従っていなければならない。複合地区大会で推薦を求める候補者はいかなる者も、まず候補者が所属する準地区の推薦を確保しなければならない。

- (b) 推薦証明書には一つの役職を明記しなければならない。いかなる候補者も、その推薦証明書が指定する役職以外の役職に立候補することはできな

い。いかなる地区（単一，準，及び複合）においても，国際理事会の複数の役職に対する推薦が同時に存在することがあってはならない。

- (c) 国際理事候補者の推薦は，候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り，推薦に続く大会3回の間有効である。その最初の推薦有効期間中に選出されなかった候補者は，その後3年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。国際第三副会長候補者の推薦は，候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り，推薦に続く大会3回の間有効であり，連続して2度の推薦が認められる。この有効期間中に選出されなかった候補者は，その後3年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。

第5項 代表権。

- (a) アメリカ合衆国及びカナダにクラブがある地区（単一，準，複合）から1人の理事を選出することができる。この場合候補者の選択により，アメリカ合衆国から出る理事のうちの1人又はカナダからの1人の理事とみなされる。この選択については，推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開会日の60日前までに推薦証明書を国際本部に提出しなければならないという本付則又は会則に従って推薦証明書を提出する時までに文書で国際本部に表明しなければならず，それが投票用紙に記載される。

- (b) 同一の単一地区又は複合地区の2人以上のクラブ会員が、同時に国際理事を務めることはできない。理事が選出された地区以外の地区に移住した場合には、その次の年次大会の閉会時をもって任期は終わり、その大会で後任者が選出される。
- (c) 会長又は副会長は、会則に定められる同じ地域から同時に選ばれて役を務めることができるが、おなじ単一地区又は複合地区からはできない。

第6項 国際指名委員会。会長は、各年次大会の際または大会前180日以内に、9人の代議員から成る指名委員会を任命する。そのうちいずれも、本協会の役員であってはならないし、2人以上が同一の単一地区又は複合地区のクラブ会員であってはならない。会長はまた、大会で選挙を行うための日時を定めなければならない。指名委員会は、

- (a) 適切な推薦証明書が本協会の法律部々長に対して提出され、同部長がその形式について承認した候補者全員の氏名を文書で受け取ると共に、いかなる抗議についても決断を下す。
- (b) 投票用紙に印刷する氏名の順序を決める。
- (c) 満たすべき役職のために、有資格の候補者全員の氏名を、大会総会で指名する。

選挙は、印刷された投票用紙を用いて無記名投票で行われるか、又は国際理事会が定める他の無記名投票の方法で行われる。当选するには最高数の得票が必要である。いかなる役職についても同数得票の場合は、現職の理事会がそのうちの1人を選出す

る。

国際大会では、代議員及び補欠代議員が資格証明を受けることができる。又、代議員、補欠代議員、あるいはその他誰でも、登録し、国際理事会が定める登録費を払った後にのみ、大会のあらゆる会議や行事に参加することができる。

第3条 役員の任務

第1項 会長。会長は、本協会のすべての大会及びすべての国際理事会々議で議長を務める。協会の業務及び活動を監督し、その役職に通常関連するその他の任務を遂行する。

第2項 副会長。何かの理由で会長が任務を遂行できない場合、次席の副会長は会長の職務を果たし、会長と同等の権限を持つ。

第3項 運営役員。国際理事会が指定した運営役員の任務は、国際理事会の決議でそれぞれの役員に割当てられた業務である。

第4条 国際理事会の委員会

第1項 常設委員会。会長は、国際理事会の承認を得て、3人以上の構成員、但し長期計画委員会の場合には8人以下の構成員から成る下記の常設委員会を任命する。各委員会は、国際理事会の定例会議において報告しなければならない。

- (a) 監査
- (b) 会則及び付則
- (c) 大会
- (d) 地区及びクラブ・サービス

- (e) 財務及び本部運営
- (f) リーダーシップ開発
- (g) 長期計画
- (h) 会員増強
- (i) マーケティング
- (j) 奉仕事業
- (k) テクノロジー

(l) 協会の運営に必要と考えられるその他の委員会

第2項 資格証明、議事規則、決議、選挙。各年次大会の際または大会前180日以内に会長は、それぞれ5人又はそれ以上の構成員から成り、同大会で任務を果たす資格証明委員会、決議委員会、並びに選挙委員会を任命する。会長は、同大会の60日以前に、5人又はそれ以上の構成員から成り、同大会で任務を果たす議事規則委員会を任命する。

第3項 特別委員会。会長は、国際理事会又は執行委員会の承認の下に、会長又は国際理事会が必要と考える特別委員会を随時任命することができる。但し、国際理事会又は執行委員会の承認がなければ、特別委員会の経費は支払われない。

第4項 委員長、欠員。会長は、国際理事会又は執行委員会の承認の下に、任命した各委員会の委員長を指名し、どの委員会のどの欠員も補充する権限を持つ。

第5項 任命の制限。どの委員会の委員に関しても、本付則又は会則で認められている任命権を行使するにあたり、会長は元国際役員を委員に任命することができるが、いかなる場合にも、委員に任命される元国

際役員の合計数は1会計年度において6人を超えてはならない。但しこの任命制限は、前国際会長にも本付則又は会則の下に行われる任命にも適用されない。元国際役員の委員としての任期は1年間のみであるが、後任の会長は、上記の合計数制限を超えない限り、いかなる元国際役員も、委員に再任命することができる。任命される委員のうち少なくとも1人は、国際会長の所属クラブが存在する会則地域以外のクラブの会員でなければならない。

第5条 国際理事会会議

第1項 定例会議。国際理事会の定例会議は、年次国際大会閉会後直ちにその開催地で開かれる。さらに、10月又は11月及び3月又は4月に定例会議が開かれる。10月又は11月及び3月又は4月の定例会議は、会長が決める日時に会長が決める場所で開かれる。最後の定例会議は、国際大会開催地で開かれるが、大会開会までには閉会する。

第2項 特別会議。会長は、会長が決める日時に会長が決める場所で、国際理事会の特別会議を招集することができる。又会長は、5人の理事から文書（手紙、電子メール、ファックス、又は電報を含む）による要請があった時は、会長が決める日時に会長が決める場所で、これを招集しなければならない。この場合、要請を全部受領してから10日以内に招集し、20日以内に会議を開かなければならない。国際大会で招集された場合を除き、日時、場所、及び会議の目的を明記した文書による特別会議通知を、国際本部

は理事会の各構成員に送らなければならない。

第 3 項 郵便による業務処理。国際理事会は郵便（手紙、電子メール、ファックス、又は電報を含む）によって業務を処理することができる。ただしその処理は、決議案に対して理事会全構成員の 4 分の 3 の文書による承認がなければ有効とならない。会長又は 5 人の理事会構成員が、このような処理を提案できるが、その際の投票は、最初の郵送から 30 日以内に国際本部に届かなければ有効とはならない。郵送は、最も速やかな方法で行われる。

第 4 項 定足数。本付則又は会則に他の規定がある場合を除き、国際理事会の過半数が、そのいかなる会議においても定足数である。

第 5 項 執行委員会。国際会長、前国際会長、各副会長、並びに国際理事会の承認を得て会長が任命した 1 人の理事会構成員が、同理事会の執行委員会である。執行委員会は、同理事会構成員が 1 カ所に集まっていないか会議を開いていない時にのみ、理事会のため又理事会に代わって職務を遂行することができる。執行委員会は、理事会の決定を変更、修正、又は破棄してはならない。

執行委員会の定足数は、そのいかなる会議においてもメンバー 4 人の出席をもって定足数とし、かかるメンバーの過半数による決定を、同委員会の決定とする。同委員会は電話による審議で業務を処理することができるが、4 人がそれに参加しなければならず、参加した者の過半数の決定が執行委員会の決

定となる。ただし地区ガバナー職の空席補充に関しては、同委員会は、国際理事会の業務処理に関する上記規定通りに郵便で処理することができる。ただし4人の委員会メンバーがこれに参加することを条件とし、参加メンバーの過半数の投票が、委員会の決定とみなされる。

第6条 年次国際大会

第1項 大会に対する国際理事会の権限。本会則及び付則に他の規定がある場合を除き、国際大会のすべての段階が、国際理事会の管轄、統制、監督の下におかれる。

第2項 公式通達。会長又はその代理人は、大会開催のために決まっている年月日の前の5日以上かつ60日以内に、大会の場所及び日時を明記して、文書による国際大会公式通達を交付し、その年月日を本協会の公式機関誌にも掲載しなければならない。

第3項 大会役員。本協会の会長、第一、第二、及び第三副会長、幹事、並びに会計は、国際大会の役員になる。会長は国際理事会の承認を得て、国際大会のために必要な他の役員を任命することができる。

第4項 地区ガバナーによる会議出席経費。監査規定に従って国際理事会は、ガバナー・スクール出席のために適当と認める場合、地区ガバナー（選出又は任命された）の妥当な経費支払いを承認することができる。

第7条 国際会計

第1項 会計監査。

- (a) 国際理事会は、本協会の諸帳簿及び諸勘定に関して公認会計士による年次会計監査の手配をする。
- (b) 国際理事会は毎年、財務報告書要約を作らせ、要請を受けた際にどのクラブにも提供する。
- (c) 本協会の会計年度は、7月1日から6月30日までである。

第2項 凍結資金。 本会則及び付則の規定のいかにかわらず、12カ月以上継続して、理事会が決めた通貨への協会資金振替送金が国又は領域において拘束された場合、国際理事会はその全構成員の3分の2の賛成点呼投票によって、その国又は領域の会員、クラブ、及び地区に対して、本会則及び付則が与える権利と特典の全部又は一部を停止する権限を持つ。この停止は、協会資金送金が拘束されている限り、又は上記と同じ投票による理事会決議で停止が解除されるまで続けられる。

第8条 地区機構

第1項 地区編成の管轄。 地理的地域を、国際理事会が定める地区（単一、準、及び複合）行政組織単位に分割する。

第2項 地区の最低条件。 国際理事会の3分の2の投票で他に承認されない限り、地区は編成の際に、35のグッドスタンディングのクラブ並びに合計少なくとも1,250人のグッドスタンディングのライオンズクラブ会員で構成されていなければならない。

第3項 地区再編成。 複合地区となることを希望するすべ

ての単一地区、もしくは、一つまたはそれ以上の準地区を追加すること、あるいは一つまたはそれ以上の既存の準地区に何らかの変更を加えることを希望するすべての複合地区は、それぞれ35クラブ及び1,250人の会員を有する単一地区または準地区と複合地区の大会で過半数の票により承認された地区再編成案を、国際理事会に提出する。一つまたはそれ以上の準地区の整理統合を希望するすべての複合地区は、そのうちの一つまたはそれ以上の準地区が35クラブ及び1,250人の会員を下回る場合においては、複合地区大会で過半数の票により承認された地区再編成案を、国際理事会に提出する。

各地区再編成案は、各予定準地区が少なくとも35のライオンズクラブおよび合計1,250人以上のグッドスタンディングの会員を有することを条件に、国際理事会によって考慮される。ただし、複合地区内の準地区数を減少させる場合はこの限りではない。理事会は、再編成案の承認を検討するに当たって、その他妥当と思われる要素を勘案することができるし、クラブ数及び（又は）会員数の追加を要求することができる。

国際理事会が再編成案を承認した場合、再編成は、承認日の次に開かれる年次国際大会の閉会時をもって有効となる。ただし、それぞれの予定準地区に所属するクラブの代議員は、理事会の承認の後、年次国際大会に先立って開かれる地区（単一、準、複合）大会の際に会合を開き、その会合において地

区ガバナーを選出する。その際、会則及び付則を採用することもできる。既存準地区が大幅に変わった場合、その準地区を構成する各クラブの代議員は、複合地区大会に出席している登録済み同準地区内クラブ代議員の会合で地区ガバナーを選出することができる。

第4項 ガバナー協議会。ここで規定されている場合を除き、準地区の地区ガバナーは複合地区のガバナー協議会を構成する。ガバナー協議会にはさらに、協議会議長を務める現又は元地区ガバナーを1人含めるものとする。また、複合地区会則及び付則の規定によって、1人又はそれ以上の前地区ガバナーを加えることができるが、協議会議長を含む元地区ガバナーの合計数は、地区ガバナー総数の2分の1を超えてはならない。協議会議長を含む協議会の各構成員は、協議会の決議を必要とする各事柄について1票の投票権を持つ。各複合地区の協議会には、国際協会の現及び元会長、副会長、現及び元理事を投票権のない顧問として加えることができる。複合地区会則及び付則の規定に従って選任又は選出される協議会議長は、その役職に就任する時点で、現又は元地区ガバナーになっていなければならない。協議会議長は、1年任期を1期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。

第5項 複合地区ガバナー協議会の権限。会則及び付則の規定、並びに国際理事会の方針に従って、各ガバナー協議会は、それぞれの複合地区会則に定められる

通りに、複合地区の運営をすべて管理し、役員を選び、会議を開き、資金を管理運用し、支払を承認し、その他の運営権限を行使する。

第6項 解任。ガバナー協議会の過半数の要請により、協議会議長解任を目的とした協議会特別会議を招集することができる。協議会議長の選出方法にかかわらず、正当な理由があれば、ガバナー協議会の全構成員の3分の2の賛成投票により、協議会議長を解任することができる。

第7項 地区キャビネット。各単一地区及び準地区は、議長としての地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、並びにそれぞれ単一、暫定、又は複合地区会則の規定で定められる手順で選出又は任命されるリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事及びキャビネット会計又は幹事兼会計、その他地区（単一、準、複合）会則及び付則で規定されるクラブ会員で構成される地区ガバナー・キャビネットを設ける。ただし各地区のガバナーは、自分の任期中にリジョン・チェアパーソンの役職を活用するかどうか定める権限を持つ。活用されなかった場合には、リジョン・チェアパーソン職はその地区ガバナーの任期中、空席となる。それぞれの地区（単一、準、複合）は、その会則及び付則の中に、選出される第一及び第二副地区ガバナーの規定を加えなければならず、各職責は国際理事会によって定められる。所属クラブが存在するリジョン又はゾーンのクラブ会員

だけが、そのリジョン・チェアパーソン又はゾーン・チェアパーソンに選出又は任命されるものとする。

第8項 キャビネット会議。地区キャビネットの会議は、それぞれの会則で定められる規則に基づいて開かれる。これらの会議では、地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、地区ガバナーの任期中にリジョン・チェアパーソン職が活用された場合にはリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事及びキャビネット会計（又は幹事兼会計）に投票権が与えられ、地区（単一、準、複合）会則及び付則が定める他の構成員に投票権を与えることもできる。

第9条 地区大会及び選挙

第1項 地区（単一、準、複合）大会。各単一地区及び準地区は、年次国際大会開会日の30日以前に完了するよう、年次大会を開かなければならない。各複合地区は、年次国際大会開会日の15日以前に完了するよう、年次大会を開かなければならない。各単一地区及び準地区は、本付則又は会則に定められる通りに地区ガバナーを選出しなければならない。複合地区大会で準地区代議員の会合が開かれた場合には、本項の他の規定に沿っていれば、それを準地区大会とみなすことができる。各大会の開催日及び開催地は、それぞれ単一地区、準地区、並びに複合地区の会則の規定に従って決められる。

第2項 地区大会の権限。地区大会（単一、準、複合）

は、本協会の会則及び付則に沿っている限り、あらゆる事項について適切な決断を下すことができ、単一地区及び複合地区の大会で国際協会への提案事項を決議することができる。

第3項 クラブ代議員方式。協会及び地区（単一，準，複合）においてグッドスタンディングである各正クラブは、大会が開かれる月の前月1日付国際本部の記録に基づき少なくとも1年と1日クラブに在籍している会員10人ごと及びその過半の端数について、代議員1人及び補欠1人を地区大会（単一，準，複合）に出席させることができる。ただし各クラブは、少なくとも1人の代議員及び1人の補欠を出席させる権利を持つ。さらに各地区（単一，準，複合）は、それぞれの地区会則及び付則に規定を明記することにより、上記クラブ代議員割当て数とは別に、地区内クラブに所属する各元地区ガバナーに代議員としての資格を与えることができる。資格を証明され出席している代議員は、大会で選ばれる各役員につき1票を、また大会に提出された各議題について1票を、いずれも本人の意思に基づいて投ずる権利を持つ。本項で言う過半の端数とは、5人以上のことである。新しく結成されたクラブ及び大会開会前に新会員を加えたクラブのためには、国際本部で記録された日に少なくとも1年と1日クラブに在籍していた会員数に基づいて、代議員の数が定められる。クラブは、大会議事規則によって定められた代議員資格証明締切り時の15日前までに滞納金を支

払って、グッドスタンディングになることができる。

第4項 地区ガバナー立候補の資格。地区ガバナーの候補者は、

- (a) 所属単一地区又は準地区内グッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
- (b) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一地区又は準地区内過半数のクラブの推薦を受け、
- (c) 現在、所属地区の第一副地区ガバナーを務めている者でなければならない。
- (d) 現第一副地区ガバナーが地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、あるいは地区大会の際に第一副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、本付則又は会則に定められている通りに第二副地区ガバナーの条件を満たしており、現在地区キャビネット構成員として追加に1年務めているか既に務めたクラブ会員は誰でも、上記(c)項の条件を満たしている。

第5項 地区の立候補手続き条件。国際役員立候補表明の時期と方法に関する手続き、並びに候補者推薦に必要な投票数については、それぞれの単一地区又は複合地区の会則及び付則で決めることができるが、国際役員候補者のために本会則で規定されている以外の条件を加えてはならない。又ここでいう手続きには、協会の各年度内に満たすことのできない条件を含んではならない。

第6項 地区ガバナー／第一及び第二副地区ガバナー選挙
手順。

- (a) 地区ガバナー。地区ガバナー選挙は、投票用紙を使って無記名投票で行わなければならない、地区ガバナー候補者がその選挙で当選したと宣言されるには、出席して投票した代議員の過半数の賛成投票を得なければならない。過半数というのは、白紙及び棄権を除く有効な投票合計数の半分以上の数を意味する。

その他の手順等に関しては、その地区（単一、準、及び複合）の会則及び付則の規定に従って行われるものとする。各地区ガバナー選挙の結果については、その地区の現職地区ガバナー及び（又は）国際協会駐在員が国際本部に報告する。報告された選挙結果は、国際理事会に提出される。すべての地区ガバナー選挙結果は、理事会方針書に定められる国際理事会の規定に従って抗議が提出されるか又は法的行為が取られた場合を除き、国際理事会で採択され、有効となる。抗議又は法的行為があった場合、地区ガバナーの任命又は選挙は国際理事会の決議次第となる。

地区が有資格の地区ガバナーを選出しなかった場合、または選出された地区ガバナーエレクトがその任期開始前に死亡するか就任を拒絶したか、あるいは病気その他の理由のため就任が不可能であると国際理事会がみなした場合、あるいは地区ガバナー選挙に対する抗議又は法的行為のために

空席が生じた場合には、本付則又は会則に定められる時期及び手順に準じて、同項に定められる任期のために、国際理事会が地区ガバナーを任命することができる。

- (b) **第一副地区ガバナー。**第一副地区ガバナー選挙は、投票用紙を使って無記名投票で行われなければならない。第一副地区ガバナー候補者がその選挙で当選したと宣言されるには、出席して投票した代議員の過半数の賛成投票を得なければならない。過半数というのは、白紙及び棄権を除く有効な投票合計数の半分以上の数を意味する。第一副地区ガバナーの任期は1年で、当選した年の協会の大会閉会時に始まり、協会の次の大会閉会時に終了するものとし、どの第一副地区ガバナーも自身の後継者となることはできない。その他の手順等に関しては、その地区（単一、準及び複合）の会則及び付則の規定に従って行われるものとする。各第一副地区ガバナー選挙の結果については、その地区の現職地区ガバナー及び（又は）国際協会駐在員が国際本部に報告する。

第一副地区ガバナー候補者は、

- (1) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
- (2) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一又は準地区内過半数のクラブの推薦を受け、
- (3) 現在、所属地区の第二副地区ガバナーを務め

ている者でなければならない。

- (4) 現職の第二副地区ガバナーが第一副地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、あるいは地区大会の際に第二副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、本付則又は会則に定められている通りに第二副地区ガバナーの条件を満たしているクラブ会員は誰でも上記(3)項の条件を満たしているものとする。

- (c) **第二副地区ガバナー。**第二副地区ガバナー選挙は、投票用紙を使って無記名投票で行われなければならない。第二副地区ガバナー候補者がその選挙で当選したと宣言されるには、出席して投票した代議員の過半数の賛成投票を得なければならない。過半数というのは、白紙及び棄権を除く有効な投票合計数の半分以上の数を意味する。第二副地区ガバナーの任期は1年で、当選した年の協会の大会閉会時に始まり、協会の次の大会閉会時に終了するものとし、どの第二副地区ガバナーも自身の後継者となることはできない。その他の手順等に関しては、その地区（単一、準及び複合）の会則及び付則の規定に従って行われるものとする。各第二副地区ガバナー選挙の結果については、その地区の現職地区ガバナー及び（又は）国際協会駐在員が国際本部に報告する。

第二副地区ガバナー候補者は、

- (1) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタン

- ディングの正会員であり、
- (2) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一又は準地区内過半数のクラブの推薦を受け、
 - (3) 第二副地区ガバナー就任の時点で、
 - (a) クラブ会長を全期又は過半の期間、そして理事会構成員としてさらに2年以上務め、かつ
 - (b) ゾーン・チェアパーソン又はリジョン・チェアパーソンあるいはキャビネット幹事及び（又は）会計として全期又は過半の期間務めた者でなければならない。
 - (c) 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。
 - (4) 地区ガバナーとして全期または過半期間務めていない。
 - (d) 地区ガバナー／第一又は第二副地区ガバナー空席。本付則又は会則のもとに地区ガバナー職に空席が生じた場合には、本項(e)に規定される通り、残る任期について国際理事会がその空席を埋めるまで、第一副地区ガバナーが地区ガバナー代理として地区ガバナーと同じ任務を果たし、同じ権限を持つ。第一又は第二副地区ガバナー職に空席が生じた場合には、地区（単一、準、複合）の会則及び付則に従って補充される。
 - (e) 地区ガバナー空席補充手順。国際理事会は、選出された地区ガバナーが会則の下に就任する時に先立って、地区ガバナーを任命することができ、

その場合に被任命者は、選出されたと同様に扱われ、通常の監査規定が適用される。この任命を行うに当たり、また本付則又は会則の下に地区ガバナー職の空席を埋めるにあたり、国際理事会は、地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナーのほか、地区内のグッドスタンディング・ライオンズクラブのグッドスタンディング会員である元国際会長、元国際理事、並びに元地区ガバナーの全員が出席の案内を受けた会議で採決された推薦に拘束されないが、いかなる推薦も考慮する。この会議は、国際理事会の通達を受けてから15日以内に開かれる。前地区ガバナー、ただし不可能な場合には任務遂行可能な最も近年の元地区ガバナーが、同会議出席の案内をその会議の15日前までに出し、議長として同会議を主宰する。議長は、会議の結果を7日以内に国際理事会に報告すると共に、会議の案内を出した証拠と出席者の記録を提出する。会議出席の案内を受ける資格を持ち、会議に出席した会員は、地区ガバナーの任命を受ける候補者となる1人のライオンに1票を投じることができる。

- (f) **新地区のガバナー選挙。**地区が初めて編成された場合、必要な最低限のグッドスタンディングのクラブ数及び会員数に達した後の最初の地区大会で、地区は地区ガバナーを選出することができる。ただし、本付則で定められる地区ガバナー候補者の資格は、そのような地区が設立されてから

3年以上経つまで適用されず、正地区になる前の地区のキャビネット構成員を務めたことを、その資格の一部とみなすことができる。

第7項 同数得票。地区ガバナー又は第一及び第二副地区ガバナーの選挙で同数得票となり、その地区会則及び付則に他の規定がない場合には、標準地区会則及び付則の中にある方法で解決する。

第8項 地区大会報告。各単一，準，複合の地区大会閉会後60日以内に、それぞれの大会幹事は、大会議事録を国際本部及び地区ガバナーに1部ずつ提出しなければならない。また、地区内のクラブから文書で要請があった場合には、そのクラブにこれを交付しなければならない。会計年度終了後60日以内に、その時点における地区キャビネット幹事兼会計又は協議会幹事のいずれか該当者は、終了した会計年度の地区（単一，準，複合）の分類別収支明細書を、国際本部，地区ガバナー，並びに各地区（単一，準，複合）内のクラブ幹事に1部ずつ送らなければならない。

第10条 地区役員の任務

第1項 複合地区協議会議長。複合地区協議会議長は、複合地区の管理運営促進者である。いかなる行為も、複合地区ガバナー協議会の権限、指示、監督に基づくものとする。

ガバナー協議会との協力の下に協議会議長は下記を行う。

(a) 本協会の目的を推進する。

- (b) 国際及び複合地区の方針，プログラム，イベントに関する情報伝達を支援する。
- (c) ガバナー協議会が設定した複合地区の目標及び長期計画を文書として記録し，それを入手できるようにする。
- (d) 会議を開催し，協議会会議でのディスカッションを円滑に進める。
- (e) 複合地区大会を円滑に運営する。
- (f) 地区ガバナー間の和と結束を作り出し深めることを目的として，国際理事会又はガバナー協議会によって始められた取り組みを支援する。
- (g) 報告書を提出し複合地区会則及び付則で定められる任務を遂行する。
- (h) 複合地区ガバナー協議会から割当てられる他の管理運営の任務を果たす。
- (i) 任務終了時には，複合地区の口座，資金，記録の一切が後継者に速やかに引き渡されるように計らう。

第2項 地区役員。次の者が地区役員となる。

- (a) **地区ガバナー**。本協会の国際役員として，又国際理事会の全般的監督のもとに，所属地区において国際協会を代表する。さらに，地区における最高運営責任者として，リジョン・チェアパーソン，ゾーン・チェアパーソン，キャビネット幹事及び会計（又は幹事兼会計），その他単一地区又は準地区の会則及び付則に定められるキャビネット構成員を直接指導監督する。具体的な任務は次

のとおりである。

- (1) 本協会の目的を推進する。
 - (2) 地区レベルのグローバル会員増強チームを監督すると共に、他の地区役員に対し、会員増強及び新クラブ結成を積極的に支援するよう働きかける。
 - (3) 地区レベルのグローバル指導力育成チームを監督すると共に、他の地区役員に対し、クラブ及び地区レベルにおける指導力育成を積極的に支援するよう働きかける。
 - (4) ライオンズクラブ国際財団を支援かつ推進する。
 - (5) 地区大会、キャビネット会議及び地区のその他会議に出席した場合には、その議長を務める。
 - (6) 国際理事会が要請するその他任務を遂行する。
- (b) **第一副地区ガバナー**。第一副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区ガバナーの最高運営補佐役を務める。具体的な任務は次のとおりである。
- (1) 本協会の目的を推進する。
 - (2) 地区ガバナー・チームにおけるグローバル会員増強チームとの主要連絡役を務め、地区における会員増強、新クラブ結成、ならびに既存クラブの成功を図る積極的役割を担う。
 - (3) 地区ガバナー、第二副地区ガバナー、および

グローバル指導力育成チームと協力し、地区全体の指導力育成計画を策定及び実施する。

- (4) 地区ガバナー職に空席が生じた場合、その任務と責任を果たすことができるよう、地区ガバナーの任務を心得ておく。
 - (5) 地区ガバナーから割当てられる運営任務を果たす。
 - (6) 国際理事会の要請および他の指示に従い、その他の任務を遂行する。
 - (7) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。
 - (8) 必要に応じてガバナー協議会会議に参加する。
 - (9) 地区予算作成に協力する。
 - (10) 翌年度にも継続される事項のすべてに積極的に関与する。
 - (11) 地区ガバナーの要請に従って、適切な地区委員会を監督し、地区内クラブの長所及び弱点の評価に関与する。
- (c) **第二副地区ガバナー**。第二副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとにある。具体的な任務は次のとおりである。
- (1) 本協会の目的を推進する。
 - (2) 地区ガバナー・チームにおけるグローバル指導力育成チームとの主要連絡役を務め、効果的な指導力育成の実施及び促進において、自ら積極的に

- 参加すると同時に他の地区役員に働きかける。
- (3) 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、およびグローバル会員増強チームと協力し、地区全体の会員増強計画を策定及び実施する。
 - (4) 地区ガバナーから割当てられる任務を果たす。
 - (5) 本協会の方針に従って、その他任務を遂行する。
 - (6) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー及び第一副地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。
 - (7) 地区予算作成に協力する。
 - (8) 翌年度にも継続される事項のすべてに積極的に関与する。
 - (9) 地区ガバナーの要請に従って、適切な地区委員会を監督し、地区内クラブの長所及び弱点の評価に関与する。
- (d) **リジョン・チェアパーソン**。リジョン・チェアパーソン職が活用された場合には、地区ガバナーの指導監督のもとに、リジョンの最高運営責任者となる。具体的な任務は次のとおりである。
- (1) 本協会の目的を推進する。
 - (2) リジョン内のゾーン・チェアパーソンの活動並びに地区ガバナーの任命する地区委員長の活動を監督する。
 - (3) 地区内における新クラブ結成及びクラブ強化を含む会員増強に積極的役割を果たす。

- (4) クラブ・レベルにおける指導者育成に積極的役割を果たす。
- (5) 地区役員マニュアル及びその他を通して国際理事会が要求するその他任務を遂行する。
- (e) **ゾーン・チェアパーソン**。地区ガバナー及び（又は）リジョン・チェアパーソンの指導監督のもとに、ゾーンの最高運営責任者となる。具体的な任務は次のとおりである。
 - (1) 本協会の目的を推進する。
 - (2) ゾーン内における地区ガバナー諮問委員会委員長を務め、同委員長として同委員会の定例会議を招集する。
 - (3) 新クラブ結成を含む会員増強に積極的役割を果たす。
 - (4) クラブ・レベルにおける指導者育成に積極的役割を果たす。
 - (5) 地区役員マニュアル及びその他を通して国際理事会が要求するその他任務を遂行する。
- (f) **キャビネット幹事及びキャビネット会計**（又は幹事兼会計）。キャビネット幹事、キャビネット会計、又はキャビネット幹事兼会計は、地区ガバナーの監督のもとに役目を果たす。具体的な任務は次のとおりである。
 - (1) 本協会の目的を推進する。
 - (2) キャビネット幹事/会計マニュアル及びその他を通して国際理事会が要求するその他の任務を遂行する。

- (g) 他の地区キャビネット構成員。地区ガバナーの監督のもとに、国際理事会が要求する任務、並びに会則及び付則並びに国際理事会方針に反しないそれぞれの単一、準、複合地区の会則及び付則に定められる任務を果たす。

第11条 メンバー

第1項 クラブ結成。一つ又は複数のライオンズクラブがすでに存在する地域を含め、確定されたあらゆる地理的領域において、地区ガバナーの同意及び（又は）国際理事会の承認により、クラブを結成することができる。一つ又は複数のクラブが結成される地域は、上記規定に従って変更されることがある。

第2項 クラブ名称。各クラブは、そのクラブが所在する確定された地理的領域の名称をもって認識される。そのような地理的領域にクラブが二つ以上ある場合には、各クラブは区別するための名称をつけ加えなければならない。

第3項 申請手順。いかなるグループ、クラブ、集合も、国際理事会がその理事会方針書で指定する方法で、ライオンズクラブ認証状を本協会に申請することができる。

第4項 クラブの責務。各クラブは、グッドスタンディングを保つために下記を行う。

- (a) ここに他の規定がある場合を除き、国際会費、地区（単一、準、複合）会費、並びにクラブ運営に必要な経費など、最少限の年間会費を会員から徴収する。

- (b) 国際理事会が要求する定期報告書を協会事務局に提出する。
- (c) 会則及び付則，並びに国際理事会の方針に従う。
- (d) 国際理事会の方針で随時定められるクラブ紛争処理手順に従って，クラブ・レベルで起こる紛争の解決に努める。

第5項 ステータスクオ/認証状取消し。本協会への義務を怠ったクラブは，国際理事会の判断により，地区ガバナーとの協議の上，ステータスクオ・クラブとされるか，又は認証状が取消されることがある。ステータスクオになったクラブは，同理事会がその処理を最終的に決定するまで，あらゆる権利と特権を喪失する。

第6項 クラブ脱退。いかなる正クラブも，本協会から脱退することができる。脱退は国際理事会により承認された際に有効となる。ただし，クラブがすべての負債を支払い，クラブの資金及び財産を適切に処分し，認証状を返却し，本協会の「ライオンズ」名称，紋章，並びに他のマークの使用権をすべて放棄するまで，国際理事会は脱退の承認を保留することがある。

第7項 種別。ライオンズクラブの個々の会員は，クラブ理事会の承認の下に，次の種類に分類される。正会員，賛助会員，準会員，名誉会員，終身会員，不在会員，あるいは優待会員である。

それぞれの種別は，国際理事会の方針に従って定

められる権利，特権，義務を有する。いかなる種別の会員も，ライオンズクラブが定める会費を支払い（クラブが会費を払う名誉会員を除く），地域社会内でライオンズクラブの良い印象を与えるような言動をしなければならない。終身会員の場合には，将来の国際会費の代わりに1回だけ，US\$ 650を支払わなければならない。この地位は国際理事会の方針に従って承認される。元国際会長は全員，会長の任期が終了した際に，会費支払いも承認も必要とされずに終身会員の地位に就く。

第8項 二重クラブ会員籍。名誉会員又は準会員を除いて，いかなる会員も同時に二つ以上のライオンズクラブの会員になることはできない。

第12条 入会金及び会費

第1項 会員報告。各正クラブは，すべての新会員の氏名を，国際理事会が定める方法で，その期限内に国際本部に報告し，国際理事会が定める通りに，各新会員の入会金を納入しなければならない。

第2項 会費。

(a) 半期分国際会費として米ドルによる21ドル50セント（US\$ 21.50）が，6月と12月の会員報告書に示される各クラブの会員数に基づいてクラブの各会員に課され，各クラブは国際理事会が定めるとおりにこれを国際本部に支払うものとする。ただし，本項(b)および(c)に規定される場合を除く。

2023年7月1日を発行日として、「21ドル50セント (US\$21.50)」との語句を削除し、「23ドル (US\$23.00)」との語句に差し替える。

2024年7月1日を発行日として、「23ドル (US\$23.00)」との語句を削除し、「24ドル (US\$24.00)」との語句に差し替える。

2025年7月1日を発行日として、「24ドル (US\$24.00)」との語句を削除し、「25ドル (US\$25.00)」との語句に差し替える。

- (b) 国際理事会が承認した家族会員プログラムに対しては、下記の会費が適用される。
 - (1) 家族員1人目の会員は、上記の(a)で規定される金額を半期分国際会費として支払う。
 - (2) 有資格の家族員2人目以降の会員（1世帯につき、有資格者を4人まで追加可能）は、上記(b)(1)で規定される家族員1人目の会員が支払う合計金額の2分の1に相当する金額を半期分国際会費として支払う。
- (c) 国際理事会が承認した学生会員プログラムにおいて、その適用対象となる学生会員は、上記(a)で規定される会費合計額の2分の1に相当する金額を半期分国際会費として支払う。
- (d) ライオンズクラブは、スポンサーしている各レオクラブにつき、国際理事会が定める額による年間納入金を、国際理事会が定める時期に支払わなければならない。

第3項 延滞金利。国際理事会には、理事会が定める滞納クラブ口座残高に対して、法律で許される最高額を超えない率で、理事会が随時定める延滞金利を課す権限が与えられる。

第13条 議事規則と手順

- (a) 会則及び付則、それぞれの地区（単一、準、複合）又はクラブの会則及び付則、会議のために採用された規則、あるいは地元の法令又は一般慣例で定められていない限り、本協会、国際理事会、又はその管轄下の委員会、地区（単一、準、複合）又は組織、あるいはその管轄下の委員会、並びにライオンズクラブ又は組織、あるいはその管轄下の委員会の会合又は決議に関連して生じる進行又は手順の問題はいかなるものも、時折改訂されるロバート議事規則最新版に従って処理する。
- (b) 国際理事会は、会則及び付則の規定、国際理事会方針、あるいは地区（単一、準、複合）レベル又は国際レベルで起こる問題に関する苦情、紛争、又は要求の審理手順を、随時制定する権限を持つ。
- (c) 協会の会員は、苦情、紛争、又は要求の処理を同手順の規定に沿って追求し、その裁決に従うことに同意しなければならない。
- (d) 各地区は、随時改正される会則及び付則並びに理事会の方針に反しない会則及び付則を採択しなければならない。そのようなすべての地区会則及び付則は、ライオンズクラブ国際協会が法人組織

化された州で有効となっている法律に基づく解釈に従わなければならない。

第14条 改正

第1項 改正手順。本付則は、国際大会においてのみ、その年次大会で会則及び付則委員会から提出された改正案が、同大会で投票した資格証明済み代議員の過半数の賛成投票で採決された場合、改正される。改正案は、下記二つの方法の一つで承認されない限り、大会に提出されない。

(a) 国際理事会が承認した。又は、

(b) 投票用紙に載せるために改正案が国際理事会に提出される会計年度7月1日現在の国際協会クラブ会員数合計の51%以上の会員を代表する単一及び（又は）複合地区の大会決議で採用された。

第2項 通知。改正案はいずれも、改正案の投票が行われる大会の少なくとも30日前に、ライオン誌又は本協会の他の公式出版物に掲載されなければならない。

第3項 施行日。会則及び付則は、改正案で後の有効日が表示されない限り、これが採用された国際大会の閉会時から有効になる。

別紙 A - 会員種別 理事会方針書第17章 A 項 3

ライオンズクラブの会員は次のように分類される。

- a. **正会員** クラブ、地区、または国際協会の役職に立候補する資格（ただし資格要件を満たしている場合）と、会員の投票を要するあらゆる事項に対する投票権を持つ会員。義務には、速やかな会費納入、クラブ活動参加、並びに地域社会に対してクラブの良い印象を与えるような言動が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。
- b. **不在会員** クラブ所在地から転出したクラブ会員又は健康上の理由やその他の正当な理由により規則正しくクラブの会合に出席することが不可能な会員で、クラブにとどまることを希望し、これをクラブ理事会が適当と認めた者。不在会員の資格は6ヵ月ごとにクラブ理事会で再検討されるものとする。不在会員は役職に就くことも、地区又は国際の大会又は会合において投票することもできないが、クラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区及び国際の会費が含まれる。この種類の会員は、クラブの代議員数算出の対象となる。
- c. **名誉会員** そのクラブの会員以外の者で、ライオンズクラブが奉仕をする地域社会のために著しい貢献をし、クラブが名誉会員の称号を与えることを希望した者。クラブは、名誉会員の入会金、地区会費、及び国際会費を支払う。名誉会員は会合に出席できるが、正会員が持つ特権を持たない。この種類の会員は、クラブの代議員数算出の対象とはならない。

- d. 優待会員 15年以上クラブ会員であって、病気、老齢その他クラブ理事会の認める正当な理由により正会員であることを放棄した者。優待会員はクラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区会費及び国際会費が含まれる。優待会員は投票権を持つほか、会員としての他のいかなる特権も持つが、クラブ、地区、又は国際協会の役員職に就くことはできない。この種類の会員は、クラブの代議員数算出の対象となる。
- e. 終身会員 20年以上ライオンズ正会員であり、かつ所属クラブ、その地域社会、あるいは国際協会に対する会員としての功績が著しい者、又は、重病人、あるいは15年以上正会員であり、かつ少なくとも70歳に達している者は、次の手続によってクラブの終身会員となることができる。
- (1) 所属クラブが協会に推薦、
 - (2) 今後の国際会費全額の代わりに US\$ 650もしくは現地通貨による US\$ 650相当額を所属クラブが納入、及び
- クラブは、終身会員に対してクラブが適当と見なす額の会費を課することができる。
- 終身会員には、正会員としての義務を遂行する限りにおいて、正会員に与えられるすべての特権が与えられる。
- 終身会員が移転を希望し、かつ他のクラブから招請を受けて転籍した場合、自動的に転籍先クラブの終身会員となる。

この種類の会員は、クラブの代議員数算出の対象となる。

- f. **準会員** 他のライオンズクラブに主な会員籍を持つが、このクラブが奉仕する地域社会に住居を持つか、就職している会員である。準会員の地位は、クラブ理事会の招請によって与えられるもので、毎年考察を受ける。クラブは、月例会員報告書で準会員を報告することはできない。

準会員は、出席している会議においてクラブ事項に対する投票権を持つが、準会員となっているクラブを代表して、地区（単一、準、暫定、及び/又は複合）大会又は国際大会の代議員になることはできない。この会員は、準会員となっているクラブを通して、クラブ、地区、又は国際の役員職に就くことができないし、地区、複合、又は国際の委員会への任命を受けることもできない。準会員から地区（単一、準、暫定、及び/又は複合）会費及び国際会費を徴収することはできない。ただし、クラブは妥当と思う会費を準会員から徴収することができる。この種類の会員は、クラブの代議員数算出の対象とはならない。

- g. **賛助会員** 現在のところ、クラブの正会員として全面的に活動できないが、クラブとその奉仕活動を支持しており、クラブへの賛助を希望する地域社会の優れた人物である。この地位は、クラブ理事会の招請によって与えられる。

賛助会員は、出席している会議においてクラブ事

項に対する投票権を持つが、クラブを代表して、地区（単一，準，暫定，及び/又は複合）大会又は国際大会の代議員になることはできない。

この会員はクラブ，地区，又は国際の役員職に就くことも，地区，複合，又は国際の委員会への任命を受けることもできない。賛助会員は，地区会費，国際会費，その他クラブが課す会費を払わなければならない。この種類の会員は，クラブの代議員数算出の対象となる。

編集註：国際協会ウェブサイトに掲載された国際会則及び付則（2021年6月29日改定）を底本として原稿を作成しているが，国際理事会方針書第17章A項3については，2021年10月31日改訂版の日本語翻訳を採用している。また，2022年6月28日第104回モントリオール国際大会で，過半数得票により国際会費の値上げが可決承認された。3年に亘って合計7ドルの値上げとなる。つまり，現行の国際会費半期分21.5ドル（年43ドル）が，2023年7月1日より半期分23ドル（年46ドル）に，2024年7月1日より半期分24ドル（年48ドル）に，2025年7月1日より半期分25ドル（年50ドル）となる。

別紙 B 会員種別表

種別	会費即時支払（クラブ、地区、国際）	クラブ活動参加	良い印象を与える言動	クラブ、地区又は国際職への立候補	投票権	地区又は国際大会の代議員
正会員	必要	必要	必要	有	有	有
賛助会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事項のみ	無
準会員	クラブ会費のみ支払う	可能な時	必要	無	地区大会（第1クラブ）クラブ事項（第1及び第2クラブ）	無
名誉会員	必要なし クラブが国際及び地区の会費を支払う	可能な時	必要	無	無	無
終身会員	クラブ及び地区の会費を支払い、国際会費は支払わない	可能な時	必要	正会員の義務を果たしていれば有	正会員の義務を果たしていれば有	正会員の義務を果たしていれば有
不在会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事項のみ	無
優待会員	必要	可能な時	必要	無	有	有

会員種別

標準版クラブ会則及び付則

2022年6月23日改定

会則及び付則

_____ライオンズクラブはライオンズクラブ国際協会のチャーターを受け、その管轄下におかれる。

ライオンズクラブは、この標準版をクラブの会則及び付則として採択するよう、奨励される。クラブがこれを採択したら直ちに、幹事は、この会則及び付則を永久的な記録として保管する。独自の会則及び付則を採択しなかったいかなるクラブの運営に対しても、標準版クラブ会則及び付則並びにその改正が完全に効力を有し、それを統治する。

国際会則及び付則との整合性があり、個々のクラブの会則及び付則には定められていないが、標準版ライオンズクラブ会則及び付則に定められているクラブの運営事項はすべて、標準版ライオンズクラブ会則及び付則にある規定に準拠しなければならないことを、国際理事会は方針としてここに宣言する。

標準版クラブ会則 目次

第1条	名称	96
第2条	目的	96
第3条	会員	
第1項	クラブ会員となる資格	96
第2項	入会招請	97
第3項	会員資格の喪失	97
第4条	紋章, 色, スローガン及びモットー	
第1項	紋章	97
第2項	名称及び紋章の使用	98
第3項	色	98
第4項	スローガン	98
第5項	モットー	98
第5条	優越性	98
第6条	クラブの大きさ	99
第7条	役員	
第1項	役員	99
第2項	解任	99
第8条	理事会	
第1項	構成員	99
第2項	定足数	99
第3項	任務及び権限	100
第9条	国際大会及び地区大会への代議員	
第1項	国際大会に代議員を派遣する権利	101
第2項	地区／複合地区大会に代議員を派遣する権利	102
第3項	クラブ代議員及び補欠代議員の選出	102

第10条 クラブ支部プログラム

第1項	支部編成	102
第2項	親クラブにおける会員籍	103
第3項	資金獲得	103
第4項	クラブ支部の資金	103
第5項	解散	103

第11条 クラブ資金

第1項	事業（活動）資金	103
第2項	運営資金	104

第12条 改正

第1項	改正手順	104
第2項	通知	104

標準版クラブ付則 目次

第1条 会員

第1項	会員種別	105
第2項	グッドスタンディング	108
第3項	二重クラブ会員籍	108
第4項	退会	108
第5項	再入会	109
第6項	転籍	109
第7項	不払い	109
第8項	出席及び参加	110

第2条 選挙及び空席補充

第1項	年次選挙	110
第2項	理事選出	110
第3項	役員になるための資格	110

第4項	指名委員会	110
第5項	指名会	110
第6項	選挙	111
第7項	投票	111
第8項	必要票数	111
第9項	就任できない候補者	112
第10項	欠員	112
第11項	次期役員の交代	112

第3条 役員の任務

第1項	会長	113
第2項	前会長	114
第3項	第一副会長	114
第4項	副会長	116
第5項	幹事	116
第6項	会計	117
第7項	会員委員長	117
第8項	奉仕委員長	119
第9項	マーケティング委員長	120

第4条 理事会

第1項	プログラム・コーディネーター	122
第2項	クラブLCIFコーディネーター	122
第3項	安全管理担当役員（任意）	122
第4項	ライオン・テーマー（任意）	123
第5項	テール・ツイスター（任意）	123
第6項	理事	123

第5条 委員会

第1項	常設委員会	124
-----	-------	-----

第2項	特別委員会	126
第3項	会長の職権	126
第4項	委員会の報告	126

第6条 会議

第1項	理事会の定例会議	127
第2項	理事会の特別会議	127
第3項	クラブ例会／催し	127
第4項	クラブ特別会合	127
第5項	年次会合	128
第6項	代替会議形式	128
第7項	周年記念	128
第8項	定足数	128
第9項	業務処理の方法	128

第7条 入会金及び会費

第1項	入会金	129
第2項	年間会費	129

第8条 クラブ支部運営

第1項	クラブ支部役員	130
第2項	連絡員	130
第3項	投票する権利	130
第4項	入会金及び会費	130

第9条 その他

第1項	会計年度	131
第2項	議事規則	131
第3項	政党／宗派	132
第4項	個人的利益	132
第5項	報酬	132

第6項	資金の要請	132
第10条	クラブ紛争処理手順	132
第11条	改正	
第1項	改正手順	133
第2項	通知	133
別紙A	会員種別表	134
別紙B	投票用紙見本	135

標準版クラブ会則

第1条 名 称

本クラブは _____ ライオンズクラブと称し、ライオンズクラブ国際協会（以下、国際協会という）のチャーターを受け、その管轄下におかれる。

第2条 目 的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 世界の人びととの間に相互理解の精神をつちかい発展させる。
- (b) よい施政とよい公民の原則を高揚する。
- (c) 地域社会の生活，文化，福祉および公德心の向上に積極的関心を示す。
- (d) 友情，親善，相互理解のきずなによって会員間の融和をはかる。
- (e) 一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし，政党，宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。
- (f) 奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし，また，商業，工業，専門職業，公共事業および個人事業の能率化をはかり，道徳的水準をさらに高める。

第3条 会 員

第1項 クラブ会員となる資格。善良な徳性の持主で、地域社会において声望のある成人は、付則第1条の規定に従い、本クラブの会員になる資格を持つ。本

会則及び付則に、男性を表す用語が用いられている場合はすべて、男性と女性の両者を意味するものと解釈する。

第2項 入会招請。本ライオンズクラブへの入会は、招請のみによる。招請推薦は、スポンサーとなるグッドスタンディングの会員が行うものとし、会員委員長またはクラブ幹事に提出しなければならない。会員委員会が検討した上で、会員委員長または幹事はこの推薦書を理事会に提出する。理事会の過半数の承認を得た場合に、新会員候補者は入会招請を受けて本クラブの会員となることができる。必要事項と署名がきちんと記入された所定の会員用紙を入会費及び会費と共に幹事が受け取るまでは、会員候補者が国際協会に報告されてはならないし、ライオンズ会員として協会から正式に認められない。

第3項 会員資格の喪失。正当な理由に対して理事会全構成員の3分の2の賛成投票があれば、会員を除名することができる。クラブからの除名と同時に、あらゆる「ライオンズ」という名称、紋章その他クラブと国際協会の有する標章を使用する権利も喪失する。クラブは、国際会則及び付則と理事会方針の規定に違反するとみなされる行為を行い、国際協会によりライオンとしてあるまじきとされた会員を除名すべきであり、これを行わないことはクラブ解散処分にあたる。

第4条 紋章、色、スローガン及びモットー

第1項 紋章。本協会及び正クラブの紋章は、下記の通

りである。



第2項 名称及び紋章の使用。協会の名称，紋章，その他の標識の使用は，付則に随時定められる基準の通りである。

第3項 色。本協会及び正クラブの色は，紫色及び金色である。

第4項 スローガン。本協会のスローガンは，「Liberty, Intelligence, Our Nation's Safety（自由を守り，知性を重んじ，われわれの国の安全をはかる）」である。

第5項 モットー。本クラブのモットーは，「We Serve（われわれは奉仕する）」である。

第5条 優越性

地区（単一，準，複合）及び国際会則及び付則とライオンズクラブ国際協会の方針に抵触することなくクラブがこれを改正した場合を除き，クラブは標準版クラブ会則及び付則に準拠するものとする。クラブの会則及び付則と地区（単一，準，複合）会則及び付則の規定の間に抵触または矛盾が存する場合はいかなる場合も当該地区（単一，準，複合）会則及び付則に準拠するものとする。さらに，クラブの

会則及び付則と国際会則及び付則の規定または理事会方針の間に抵触または矛盾が存する場合は、いかなる場合も国際会則及び付則と理事会方針に準拠するものとする。

第6条 クラブの大きさ

ライオンズクラブは、クラブ結成認証状を受けるために必要な最低会員数である20人の会員維持に努める。

第7条 役員

第1項 役員。会長、前会長、副会長、幹事、会計、奉仕委員長、マーケティング委員長、会員委員長を、本クラブの役員とする。

第2項 解任。本クラブのいかなる役員も、正当な理由があれば、全会員の3分の2の賛成投票によって解任することができる。

第8条 理事会

第1項 構成員。理事会の構成員は、クラブ役員、ライオン・テマー（任意）、テール・ツイスター（任意）、クラブ LCIF コーディネーター、プログラム・コーディネーター、安全管理担当役員（任意）、指名された場合には支部会長、並びに選出されたその他の全理事及び／又は委員長である。

第2項 定足数。理事会のいかなる会議においても、構成員の過半数の出席をもって定足数に達したとみなされる。他に特に規定される場合を除き、理事会の会議に出席した構成員の過半数の決議は、理事会全体の決議となる。

第3項 任務及び権限。 本会則及び付則で他に規定された任務及び権限に加えて、理事会は下記の任務及び権限を持つ。

- (a) 理事会は本クラブの執行機関であり、各役員を通して、クラブに承認された方針を履行する責任を持つ。本クラブの新しい企画及び方針は、まず理事会が検討し形成した上、クラブ例会又は特別会合で提案され、会員の承認を受けなければならない。
- (b) すべての支出には、理事会の承認を必要とする。理事会は、本クラブの現収入を超過する負債を負ってはならない。また、クラブが承認した企画及び方針に反する目的のためにクラブ資金の支払を承認してはならない。
- (c) 理事会は、本クラブ役員の決断を修正あるいは撤回する権限を持つ。
- (d) 理事会は、年1回または必要と認めた時は更に頻繁に、本クラブの会計及び運営の記録の監査を受ける。また、本クラブの役員、委員会、あるいは会員によるクラブ資金の扱いについて会計報告を要求する、又は監査を受けることができる。
本クラブのグッドスタンディングの会員は、要請すれば、妥当な日時に妥当な場所で上記監査又は会計状況を検査することができる。
- (e) 理事会は財務委員会の推薦を受けて、本クラブ資金を預金する銀行を指定する。
- (f) 理事会は、本クラブ役員の任務遂行を保証するための担保を定める。

- (g) 理事会は、事業を行って一般人から資金を集めた場合には、その事業の収益を本クラブの運営のために費やすことを承認したり許可してはならない。
- (h) 理事会は、すべての新企画及び方針をそれぞれ担当の常設委員会又は特別委員会に委託し、提言を求める。
- (i) 理事会は、一般に認められる会計法に従って、少なくとも二つの別個の資金を設ける。一つの資金は、会費、テール・ツイスターのファイン、その他クラブ内で集めた運営費を記録するためのものである。二つ目は公衆の協力を求めて集めた事業資金又は公共資金を記録するために設けるものである。このような資金の支出は、本条(g)項に厳密に従って行われるものとする。

第9条 国際大会及び地区の大会への代議員

第1項 国際大会に代議員を派遣する権利。国際協会は大会に参加するライオンズクラブによって統治されるので、協会の諸事項に関して本クラブが発言できるよう、本クラブは、協会の年次大会に代議員を派遣するのに必要な経費を支払う権利を持つ。本クラブは、大会開催前月1日現在の国際協会の記録に基づき、会員数25人ごと並びにその過半の端数について、代議員及び補欠代議員を1人ずつ、国際協会のいかなる大会にも派遣する権利を持つ。ただし本クラブは、代議員及び補欠代議員を少なくとも最低1人、派遣する権利を持つ。本項にある過半の端数とは、13人以上の会員数である。

第2項 地区／複合地区の大会に代議員を派遣する権利。地区に関する事項は地区（単一，準，複合）大会に提出され採用されるので，本クラブは，そのような大会に割当てられた数の代議員を全員派遣すると共に，その大会に出席する代議員のために必要な経費を支払う権利を持つ。本クラブは，大会開催前月1日現在の国際協会の記録に基づき，少なくとも1年と1日クラブに在籍している会員数10人ごと並びにその過半の端数について，代議員及び補欠代議員を1人ずつ，その地区（単一，準及び複合）の各年次大会に派遣する権限を持つ。ただし，本クラブは，代議員及び補欠代議員を少なくとも最低1人，派遣する権利を持つ。資格を証明され出席している代議員は，大会で選ばれる各役員につき1票を，また大会に提出された各議題について1票を，いずれも本人の意思に基づいて投ずる権利を持つ。本項にある過半の端数とは，5人以上の会員数である。

第3項 クラブ代議員及び補欠代議員の選出。理事会または理事会により委任を受けた委員会は，クラブ会員の承認の下に，地区大会（単一又は準），複合地区大会，国際大会に派遣する代議員及び補欠代議員を選び，任命する。有資格の代議員はグッドスタンディングのクラブ会員で，この会則及び付則の別紙Aにある会員種別表に示された会員の権利と特権において必要な投票権を有していなければならない。

第10条 クラブ支部プログラム

第1項 支部編成。事情があつて正クラブ結成をサポート

トできない場合、その地域にライオニズムを広められるよう、クラブは支部を編成することができる。支部は、親クラブの一つの付設組織として会合し、支部の地域社会において奉仕活動を行うものとする。

第2項 親クラブにおける会員籍。支部会員は、親クラブの会員として認められる。会員は、付則第1条に記されている会員種別のうちの一つに分類される。

第3項 資金獲得。支部が公衆に協力を求めて集めた活動資金又は公共福祉のための金銭は、そのような目的を記録するために設けられた資金口座に保管されなければならない。別に具体的に指定されない限り、この資金は支部のある地域社会で使用されなければならない。クラブ支部理事会は、手形に連署する権限を、親クラブ会計に与えることができる。

第4項 クラブ支部の資金。クラブ支部が解散する場合には、支部に残っている資金はすべて親クラブに戻されるものとする。クラブ支部が新たに正クラブとして変換する場合には、クラブ支部用に残っている資金はすべて、この新クラブ用に振り替えられるものとする。

第5項 解散。支部は、親クラブ全会員の過半数による賛成投票で解散できる。

第11条 クラブ資金

第1項 事業（活動）資金。公衆から集めた資金は公衆のための使用に帰されるべきであり、これは公衆から集めた資金を投資した結果得た資金にもあてはま

る。事業資金から拠出してよい唯一の例外は、資金獲得活動を行うための直接経費のみである。同資金への利子として獲得した資金もまた、公衆のための使用に帰されなければならない。

第2項 運営資金。運営資金には、会費、テール・ツイスターのファイン、その他の寄付などクラブ会員から集めた資金が充てられる。

第12条 改正

第1項 改正手順。理事会があらかじめ改正の必要を認めた場合、本クラブのいかなる例会又は特別会合においても、定足数の出席者があれば、投票した会員の3分の2の賛成投票によって、本会則を改正することができる。

第2項 通知。改正案に対する票決は、改正案を説明する文書による通知が、票決を行う会合の暦上少なくとも14日前までに本クラブの各会員に郵便又はウェブサイトや電子メール等の手段により公表されるか、又は直接届けられない限り、行われない。

標準版クラブ付則

第1条 会 員

第1項 会員種別。

- (a) **正会員**：クラブ，地区，または国際協会の役職に立候補する資格（ただし資格要件を満たしている場合）と，会員の投票を要するあらゆる事項に対する投票権を持つ会員。義務には，速やかな会費納入，クラブ活動参加，並びに地域社会に対してクラブの良い印象を与えるような言動が含まれる。この種類の会員は，クラブ代議員数算出の対象となる。
- (b) **不在会員**：クラブ所在地から転出したクラブ会員又は健康上の理由やその他の正当な理由により規則正しくクラブの会合に出席することが不可能な会員で，クラブにとどまることを希望し，これをクラブ理事会が適当と認めた者。不在会員の資格は6カ月ごとにクラブ理事会で再検討されるものとする。不在会員は役職に就くことも，地区又は国際の大会又は会合において投票することもできないが，クラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区及び国際の会費が含まれる。この種類の会員は，クラブ代議員数算出の対象となる。
- (c) **名誉会員**：そのクラブの会員以外の者で，ライオンズクラブが奉仕をする地域社会のために著し

い貢献をし、クラブが名誉会員の称号を与えることを希望した者。クラブは、名誉会員の入会金、地区会費、及び国際会費を支払う。名誉会員は会合に出席できるが、正会員が持つ特権を持たない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。

(d) 優待会員：15年以上クラブ会員であって、病氣、老齡その他クラブ理事会の認める正当な理由により正会員であることを放棄した者。優待会員はクラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区会費及び国際会費が含まれる。優待会員は投票権を持つほか、会員としての他のいかなる特権も持つが、クラブ、地区、又は国際の役員職に就くことはできない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

(e) 終身会員：20年以上ライオンズ正会員であり、かつ所属クラブ、その地域社会、あるいは国際協会に対する会員としての功績が著しい者、又は、重病人、あるいは15年以上正会員であり、かつ少なくとも70歳に達している者は、次の手続によってクラブの終身会員となることができる。

(1) 所属クラブが協会に推薦、

(2) 今後の国際会費全額の代わりに US \$ 650 もしくは現地通貨による US \$ 650相当額を所属クラブが納入、及び

クラブは、終身会員に対してクラブが適当と見なす額の会費を課すことができる。

終身会員には、正会員としての義務を遂行する限りにおいて、正会員に与えられるすべての特権が与えられる。

終身会員が移転を希望し、かつ他のクラブから招請を受けて転籍した場合、自動的に転籍先クラブの終身会員となる。

この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

- (f) **準会員**：他のライオンズクラブに主な会員籍を持つが、このクラブが奉仕する地域社会に住居を持つか、就職している会員である。準会員の地位は、クラブ理事会の招請によって与えられるもので、毎年考察を受ける。このクラブは、月例会員報告書で準会員を報告することはできない。

準会員は、出席している会議においてクラブ事項に対する投票権を持つが、準会員となっているクラブを代表して、地区（単一、準、暫定、及び／又は複合）大会又は国際大会の代議員になることはできない。この会員は、準会員となっているクラブを通して、クラブ、地区、又は国際の役員職に就くことも、地区、複合、又は国際の委員会への任命を受けることもできない。準会員から地区（単一、準、暫定、及び／又は複合）会費及び国際会費を徴収することはできない。ただし、このクラブは妥当と思う会費を準会員から徴収することができる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。

- (g) 賛助会員：現在のところ、クラブの正会員として全面的に活動できないが、クラブとその奉仕活動を支持しており、クラブへの賛助を希望する地域社会の優れた人物である。この地位は、クラブ理事会の招請によって与えられる。

賛助会員は、出席している会議においてクラブ事項に対する投票権を持つが、クラブを代表して、地区（単一，準，暫定，及び／又は複合）大会又は国際大会の代議員になることはできない。

この会員はクラブ，地区，又は国際の役員職に就くことも，地区，複合，又は国際の委員会への任命を受けることもできない。賛助会員は，地区会費，国際会費，その他クラブが課す会費を払わなければならない。この種類の会員は，クラブ代議員数算出の対象となる。

第2項 グッドスタンディング。幹事から文書による通知を受けてから30日以内に，本クラブに対する負債を支払わない会員は，その全額を支払うまで，グッドスタンディングの会員ではなくなる。グッドスタンディングの会員だけが，投票権を行使することができ，役員になることができる。

第3項 二重クラブ会員籍。名誉会員又は準会員を除いて，いかなる会員も同時に本クラブ及び他のライオンズクラブの会員になることはできない。

第4項 退会。いかなる会員もクラブから退会することができ，退会は，理事会がそれを認めた時に有効となる。ただし，その会員が未納金をすべて支払い，

クラブ資金及び財産をクラブに返却するまで、理事会は退会の承認を保留することができる。本クラブ及び協会の「ライオンズ」という名称、紋章、その他の標識を使用するすべての権利は、会員籍が取り消された時点で消滅する。

第5項 再入会。グッドスタンディングで退会した会員は誰でも、クラブ理事会が再入会を認めることができ、合計年数のライオンズ奉仕歴の一部として以前のライオンズ奉仕歴を記録に維持することができる。退会していた期間が12カ月を超える場合には、会則第3条第2項の規定に従った承認が必要となる。

第6項 転籍。本クラブは、転籍要請時に会員がグッドスタンディングであることを条件に、他のクラブを退会したか退会予定の者の転籍を認めることができる。前クラブ退会と転籍会員用書式又は会員カード提出の間が12カ月を超える場合には、会則第3条第2項の規定によってのみ、本クラブに入会できる。このクラブから他のクラブへの転籍を希望する会員は、クラブ幹事により作成された転籍会員用書式を提出しなければならない。幹事は、理事会が当該会員の転籍を会費等の未払いやクラブ資金または財産の返済・返却がされないために保留としている場合を除き、遅滞なく転籍会員用書式を記入する義務を負う。

第7項 不払い。幹事は、文書による幹事からの請求を受けてから60日以内に本クラブに対する負債を支払わない会員の氏名を、理事会に提出しなければなら

ない。理事会は、その会員を除名するか会員として維持するか決める。

第8項 出席及び参加。クラブは、その会合及び活動への定期参加を奨励する。

第2条 選挙及び空席補充

本クラブの役員は、前会長を除き、選挙で選ばれる。

第1項 年次選挙。理事を除くすべての役員及び理事会構成員は、本条7及び8項の規定に従って毎年選出され、7月1日に就任する。任期は7月1日から1年間又は後任者が選出されて就任するまでとする。幹事は、選挙後15日以内に速やかに選出された役員を国際協会に報告しなければならない。

第2項 理事選出。理事は半数ずつ毎年選出され、任期は、選挙直後の7月1日から2年間又は後任者が選出されて就任するまでとする。ただし、本会則採用後の第1回選挙では、2年任期及び1年任期の理事をそれぞれ半数ずつ選出する。

第3項 役員になるための資格。グッドスタンディングの正会員以外は誰も、本クラブの役員になることはできない。

第4項 指名委員会。会長は指名委員会を任命する。同委員会は、各役員の候補者名を指名会でクラブに提出する。指名会の席上でも、次年度のすべての役職に対する候補者を指名推薦することができる。

第5項 指名会。指名会は毎年3月、もしくは理事会の決定に従い、理事会が定める日時及び場所において開かれるものとする。開催通知は、文書、電子メー

ルなどの手段により、または直接渡すことにより各クラブ会員に少なくともその期日の14日前までに行われなければならない。

第6項 選挙。選挙は4月または理事会により決定された日に、理事会により決定された時間及び場所で開催される。選挙の通知は、郵便、電子メールなどの手段により、または直接届けることにより、各クラブ会員に対し少なくとも選挙の14日前までに行われなければならない。この通知には、さきの指名会で承認された全候補者の氏名を記載すると共に、上記第3項の規定に従い、選挙でこれらの候補者に対して投票が行われることも明記する。選挙において、会員がその席から候補者を指名推薦することはできない。

第7項 投票。選挙は出席している有資格者による記入式の無記名投票により行われなければならない。

第8項 必要票数。役員候補者は、当選者となるためには出席している投票権のあるクラブ会員による投票数の過半数を獲得しなければならない。この選挙の目的においては、過半数とは白紙及び欠席を除いた有効投票総数の半分を上回る数と定義される。最初の投票及びそれ以降の投票において、いずれの候補者も過半数の票を獲得しなかった場合には、最低票数を得た候補者または同数で最低票数を得た複数の候補者を落選とし、1人の候補者が過半数の票を獲得するまで投票を繰り返す。いずれの投票でも同点の場合、1人が当選するまで投票を継続する。

第9項 就任できない候補者。指名会から選挙会の間に、指名された候補者が何らかの理由で役員就任不可能になり、その他に推薦された候補者がいない場合には、指名委員会が追加の候補者名を選挙会で提出する。

第10項 欠員。会長又は副会長が何らかの理由により欠員となった場合は、副会長が順位に従って昇格する。この昇格規定によっても会長職あるいは副会長職が補充されない場合は、理事会が直ちに特別選挙会を招集する。理事会はその日時及び場所を決定し、暦上の14日前までにグッドスタンディングの各会員に会長職を補充する選挙が行われる旨通知する。

その他の役職に欠員が生じた場合は、理事会がその役職に残る任期の後任者を任命することができる。

理事に欠員が生じ、理事会の定足数を満たすことができなくなった場合は、クラブ会員は、あらかじめ通知した上で例会における選挙によって空席を補充する権限を持つ。通知の方法は下記11項に準ずる。通知は残りの役員又は理事がするが、役員が残っていない場合はいずれの会員が行ってもよい。

第11項 次期役員の交代。役員に選出された者が、任期の始まる前に何らかの理由で就任不可能になったり、あるいは就任を拒否した場合は、会長はその役職を補充するため、特別指名会及び選挙会を招集することができる。暦上の14日前までにその会の目

的、日時及び場所を記載した通知書を各会員に送付する。選挙は指名締め切り後直ちに行うものとし、最高得票者を当選者とする。

第3条 役員の任務

第1項 会長。本役職の責務は次の通りである。

- (a) 本クラブの最高執行役員を務める。
- (b) 本クラブの理事会のすべての会合を主宰する。
- (c) クラブ・グローバル・アクション・チームのファシリテーターを務め、以下を確実にする。
 - (1) 適格なライオン・リーダーが選出され、クラブ奉仕委員長、クラブ会員委員長、クラブ副会長（指導力育成委員長を兼任）の役職に就くようにする。
 - (2) 定期的に会議を行い、グローバル・アクション・チームにより企画された取り組みを検討し進める。
 - (3) 地区グローバル・アクション・チーム及び他のクラブ会長と連携し、人道奉仕の拡大、指導力育成、会員増強に重点を置いた取り組みを推進し進める。
- (d) クラブ役員及び委員会委員長と連携し、クラブ理事会により提示及び承認された会員増強、地域関与、運営向上、人道的奉仕遂行に向けた計画を実行する。
- (e) 本クラブの理事会会議及び定例会議並びに臨時会議を招集する。
- (f) 常設委員会及び特別委員会を任命し、委員長と

協力して各委員会がその役割をきちんと果たし、報告するようにする。

- (g) 選挙日が決められ、その通知が出され、選挙が行われることを確認する。
- (h) クラブが現地の法律に従って運営しているようにする。
- (i) クラブ運営の適切な管理を確実にするべく、すべてのクラブ役員及び会員がクラブ会則及び付則と国際会則及び付則を遵守するよう計らう。
- (j) 外交的な対応を奨励し、必要であれば、紛争処理手順を用いて公明正大な方法で対立を解消する。
- (k) 本クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会の正規構成員となる。
- (l) 副会長のメンター役を務め、効果的なリーダーシップの継続を確実なものにする。

第2項 前会長。他の元会長とともに、クラブ会長及び副会長のメンター役を務める。また、他のライオンがこの職に任命される場合を除き、前会長はクラブ LCIF コーディネーターを務める。

第3項 第一副会長。本役職の責務は次の通りである。

- (a) 第一副会長の任期中、クラブ活性化のための年次調査を実施するとともにクラブ役員（特にクラブのグローバル・アクション・チームのメンバー）及び他の委員会委員長と連携して、会長としての任期中にクラブ理事会により提示及び承認される会員増強、地域関与、人道奉仕遂行に向けた

計画を策定する。

- (b) クラブのグローバル・アクション・チームの重要なメンバーとしてクラブ指導力育成委員長を務め、指導力育成委員会の他のメンバーとともに以下を行う。
 - (1) クラブ会員委員長と協力して、新会員に効果的なオリエンテーションが実施されるように図り、地区、複合地区、およびライオンズクラブ国際協会内でクラブがどのように運営されるかを新会員が理解できるようにする。
 - (2) 現および / または次期クラブ役員が、地区やライオンズ学習センター（LLC）を通じて提供される研修を受けるようにする。
 - (3) 研修の必要性、新リーダー候補者名、クラブの会員が出席する指導力育成行事について、地区グローバル指導力育成コーディネーターに伝える。
 - (4) リーダー候補者を特定し、将来のリーダーとしてのその成長を促す。
 - (5) 地区、複合地区、ライオンズクラブ国際協会が開催する指導力育成研修への参加を会員に奨励する。
- (c) 会員維持において重要な役割を果たすとともに、クラブ運営の改善に向け会員の満足度を調べ意見等を活用することにより、確実に組織を向上させる。
- (d) 地区の活動やイベントにおけるクラブの役割を

理解する。

- (e) 他のクラブの役員とのネットワークを築き、クラブに応用可能なアイデアを得る。
- (f) 指導力育成、会員増加、人道奉仕の拡大をサポートする地区、複合地区の取り組みについて知識を深める。
- (g) 本クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会の正規構成員となる。
- (h) 会長が何らかの理由でその任務を遂行できない場合には、副会長が順位に従ってその職に就き、会長と同じ権限をもってその任務を果たす。
- (i) 会長から割り当てられた本クラブの各委員会の活動を監督する。

第4項 副会長。会長が何らかの理由で任務を遂行できない場合には、副会長が順位に従ってその役に就き、会長と同じ権限をもってその任務を果たす。各副会長は、会長の指揮の下に、会長が割り当てた委員会の活動を監督する。

第5項 幹事。幹事は、会長及び理事会の指導監督の下に、クラブが所属する地区（単一又は準、及び複合）並びに国際協会と、クラブとの間の連絡係を務める。本役職の責務は次の通りである。

- (a) 国際理事会が要求する情報を記入した月例報告及びその他の報告を、国際本部に提出する。
- (b) 地区ガバナーのキャビネットが要求する報告書を、同キャビネットに提出する。
- (c) クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委

員会の正規構成員となる。

- (d) クラブの会合及び理事会々議の議事録，出席簿，委員会任命，選挙，会員に関する情報，会員の住所及び電話番号，会員の会費納入，クラブの収支など，本クラブの一般的な記録を保管する。
- (e) 理事会の要求があれば，その職務遂行に対し保証金又はこれに代わる担保を出す。
- (f) 任期を終えるにあたっては，クラブの一般的記録一式を速やかに後任者に引き渡す。

第6項 会計。本役職の責務は次の通りである。

- (a) 幹事その他からすべての金銭を受け取り財務委員会が推薦し，理事会が承認した銀行に預金する。
- (b) 幹事と協力して，四半期又は半期ごとに各会員に会費その他の納入金を請求する手配をし，集められた支払金を理事会に報告する。
- (c) 理事会の承認によってのみ，支払いを行う。
- (d) クラブの収入と支出の全般的な記録を保管する。
- (e) 毎月及び半期ごとに会計報告書を作成し本クラブ理事会に提出する。
- (f) 理事会の要求があれば，その職務遂行に対し保証金又はこれに代わる担保を出す。
- (g) 任期を終えるにあたっては，クラブの財務記録一式および資金を速やかに後任者に引き渡す。
- (h) 財務委員会の委員長を務める。

第7項 会員委員長。本役職の責務は次の通りである。

- (a) クラブ会員委員長として，クラブのグローバル・アクション・チームの重要なメンバーを務め

る。

- (b) 会員増強の取り組みについて地区グローバル・アクション・チームと協力する。また、地区、リジョン、ゾーンにおける関連会議や行事にも参加する。
- (c) クラブの会員増強目標を達成し会員の体験をより充実したものにするための行動計画実施を支援する会員委員会を築き、その指揮を執る。
- (d) 会員候補者をクラブに招請することによって会員増強に参加するよう、全会員に促す。会員候補者へのフォローアップを遅滞なく行う。
- (e) クラブ理事会と協力し、会員体験を実りあるものにするための妨げとなっている懸念材料について耳を傾け、対処することで、クラブの雰囲気が協調的になるよう推進する。この方法にはアンケートやその他フィードバックが得られる機会を活用することも含まれる。
- (f) 新会員にとって関心がある活動に、新会員を参加させる。
- (g) クラブ奉仕委員長及びクラブの他の委員会と協力して、会員増強の機会を推進する。
- (h) 会員の種類、及び用意されているプログラムについて理解し、クラブ会員に対し、各種会員関係プログラムを推進する。
- (i) クラブ第一副会長／クラブ指導力育成委員長の支援のもと、新会員に効果的なオリエンテーションが実施されるように図り、地区、複合地区、お

よびライオンズクラブ国際協会内でクラブがどのように運営されるかを新会員が理解できるようにする。

- (j) 必要に応じて、本クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会に出席する。

第8項 奉仕委員長。本役職の責務は次の通りである。

- (a) クラブ奉仕委員長としてクラブのグローバル・アクション・チームの重要なメンバーを務める。
- (b) 地区グローバル奉仕コーディネーター、クラブ LCIF コーディネーター、地区の各リーダー、クラブの奉仕委員会メンバー、その他と協力して、奉仕の年間目標と行動計画を策定しその伝達を行う。目標と行動計画は、地域社会の現在のニーズおよび／または国際協会のグローバル重点分野に対応するものであること。また、受益者に対して直接奉仕することの他に、アドボカシーや資金調達を含めることができる。
- (c) 奉仕委員会の指揮を執り、クラブの奉仕目標を達成するために奉仕の活動計画を実行する。
- (d) 目標設定、実施、事業評価、報告を含め、地域の若者やレオが奉仕活動のあらゆる側面に関与する機会を盛り込む。
- (e) 奉仕活動をライオンズクラブ国際協会に報告する。
- (f) 他の奉仕クラブの奉仕活動を観察し、奉仕拡大に向けて地域とパートナーシップを築き、ライオンズクラブ国際協会及びライオンズクラブ国際財

団が用意している各種ツールと情報資料を活用することにより、地域社会の現在のニーズ対応に役立つクラブの情報源としての役割を果たす。

- (g) 奉仕事業への参加・関与を呼びかけ、会員の満足度を高める。
- (h) クラブの会員委員長及び他の委員会と連携し、奉仕事業実施中、非ライオンズに対して入会の機会をアピールする。
- (i) 必要に応じて、本クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会に出席する。

第9項 マーケティング委員長。本役職の責務は次の通りである。

- (a) クラブ会員委員長と協力して、クラブ会員、ソーシャルメディアや報道機関、支持者／協賛者、新会員候補者を含む、ライオンズ内外に向け考慮された、年間のマーケティング計画を策定及び実施する。
- (b) グローバル・アクション・チームと直接に協力して、すべての会員、指導力育成、奉仕プログラム、プロジェクト及び催しとの繋がりが保てるようにする。
- (c) グローバル・ブランドガイドラインを理解し、クラブの催しや奉仕プロジェクトにブランド素材の適切な使用を支援する。
- (d) ソーシャルメディアでクラブの活動を宣伝する。ソーシャルメディアの投稿カレンダーを作成して、クラブの奉仕、地域社会の活動、会員活動

をフォローする。

- (e) クラブ会員委員長と緊密に協力し、新会員候補者に的を絞り入会するよう働きかける。
- (f) クラブ会員のためのクラブマーケティングと広報の話題を発展させる。口コミマーケティングの戦術を使用して、クラブを宣伝し、新会員を勧誘する。
- (g) クラブの指導者と協力して、ライオンズ国際マーケティング・アワードで検討されるためにマーケティング・アワード公式応募フォームを提出する。
- (h) 会員がブランドアンバサダーになるよう動機付ける。地域社会参加の機会に、写真を撮り、ソーシャルメディアでシェアし、ブランドのアパレルを着用してライオンズのメッセージを共有するよう会員に奨励する。
- (i) 奉仕事業、募金活動、寄付、ライオンズクラブ国際協会主催の各種コンテスト、報道価値のあるその他の功績等、クラブの活動について、ニュースメディア、ソーシャルメディア、その他の効果的な手段を用いてクラブ内外両方に宣伝する。
- (j) 地区、複合地区、国際本部からの情報をクラブの会員に伝達する上でクラブ会長を補佐する。
- (k) 必要に応じて、本クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会に出席する。
- (l) 地区マーケティング委員長が開催する会議に参加する。

第4条 理事会

クラブ役員のほかに、クラブが必要とみなし選挙で選ばれるその他の役職に加え、選出された場合には下記が理事会のメンバーを務めることができる。

第1項 プログラム・コーディネーター。クラブ会員の関心事に基づいて例会のために講演やエンターテイメントを手配することにより、例会の充実化を図るとともに会員にとって重要な話題について常時伝達する。プログラム・コーディネーターは、会長からスピーカーについて許可を得た上で、例会次第に記載されるようクラブ幹事に情報を伝え、効果的な告知を確実にするためにマーケティング委員長に連絡する。例会に到着したスピーカーを歓迎し、例会では適切な座席が用意され、スピーカーが歓待されるようにする。

第2項 クラブLCIFコーディネーター。LCIFの使命及び実績とライオンズクラブ国際協会におけるその重要性を伝え、クラブ内でLCIF開発戦略を実施するとともに、地区LCIFコーディネーターと連携して地域でLCIFを推進することにより、地区の目標と一貫するようにする。また、クラブ奉仕委員長及びグローバル・アクション・チームとも連携し、クラブの取り組みを支援する。

第3項 安全管理担当役員（任意）。安全対策が整っているようにするため、各アクティビティを検討して潜在する危険を見極めるとともにライオンズクラブ国際協会から入手可能な自己点検チェックリストの

掲載事項をすべて確認し、十分な監督が確実に行われ適切な保険がかけられているようにする。何らかの事態が生じた場合には、関係のある重要な情報をすべて収集して保険会社に遅滞なく報告する。

第4項 ライオン・テーマー（任意）。ライオン・テーマーは旗、バナー、ゴング、木槌を含め財産及び備品管理の責任を持つ。各会合の前にそれらを適切な場所に配置し、会合後は適切な保管場所に戻す。会合中は会場の秩序を維持し、出席者がきちんと着席しているかどうかに注意し、クラブ及び理事会の会合に必要な会報、記念品その他の印刷物を配布する。新会員が各会合ごとに違ったグループと一緒に座り、良く知り合えるよう特別配慮する。

第5項 テール・ツイスター（任意）。テール・ツイスター（任意）は適当な余興やゲームを行い、上手に会員からファインを徴収することによって会合の調和、親交、活気を促進する。テール・ツイスター（任意）がファインを課す決断は、いかなる規制も受けない。ただしファインは、本クラブ理事会が定めた金額を超えてはならず、同一会合において同一会員に対し2回を超えてファインを課すことはできない。出席している会員全員が賛成しない限り、テール・ツイスター（任意）にファインを課すことはできない。集まったすべての金銭は直ちに会計に引き渡し、領収書を受け取る。

第6項 理事。理事会に提出された事項に対して、追加的な監視と承認の役割を果たす。この役職の任期は

2年である。

第5条 委員会

第1項 常設委員会。クラブ会長は次の常設委員会を設置することができる。ただし、理事会メンバーを務める委員長は、選挙で選ばれる必要がある。この他にも、クラブ理事会が決定した委員会を設置することができる。

- (a) グローバル・アクション・チーム。クラブ会長がファシリテーターを務めるこのチームには、クラブ第一副会長（指導力育成委員長を兼任）、クラブ会員委員長、クラブ奉仕委員長が含まれる。理事会の支援を得て、人道奉仕拡大、会員増加達成、将来のリーダー育成に向けた組織的な計画を策定し、実行する。クラブ会員と定期的に会合し、計画の進捗状況と、計画を支援する可能性のある取り組みについて討議する。地区グローバル・アクション・チームのメンバーと連携してさまざまな取り組みや成功事例について学び、活動、成果、課題をグローバル・アクション・チームのメンバーと共有する。地区ガバナー諮問委員会会議や、奉仕、会員増強、または指導力育成の取り組みを取り上げるその他のゾーン、リジョン、地区、あるいは複合地区の会議に出席して意見を交換し、クラブの取り組みに利用できそうな知見を得る。
- (b) 会則及び付則委員会。クラブの会則及び付則を解釈する。改正手順に従って、改正を進める責任

が課せられることもある。

- (c) **財務委員会**。クラブ会計を委員長とし、詳細にわたる予算を編成してクラブ理事会の承認を仰ぎ、資金に関する適切な書類作成と権限の確保、クラブ口座の年次監査の手配、財務に関わるあらゆる情報の後任委員会への引き渡しが確実に行われるようにする。
- (d) **会員委員会**。会員委員長を議長とし、新たなマーケットに働きかけ、積極的に会員を勧誘するとともに会員が満足するように計らうことで、会員が増えるようにする。この委員会は、会員候補者の資格要件も検証する。候補者は、クラブ会則第3条第2項にあるように、クラブ理事会により検討される。会員委員会には、前年度の会員委員長、会員副委員長、並びに新会員勧誘及び（又は）会員の満足度向上に関心のあるクラブの会員を含めるべきである。
- (e) **マーケティング委員会**。クラブマーケティング委員長を議長とするマーケティング委員会は、クラブのマーケティング計画の策定を支援する。マーケティング委員会は理事会の支援を得て、クラブ内外に効果的な情報伝達が行われるようにし、地域社会におけるクラブの活動に対する一般の意識を高め、認知度向上を図る。
- (f) **奉仕事業**。クラブ奉仕委員長が議長を務める。奉仕の目標と行動計画を策定し、実施可能な事業を見極め、事業計画立案と実施において指導し、

クラブ会員が有意義な奉仕に参加するよう支援する。グローバル奉仕フレームワークに関わる奉仕事業における効果的なリーダーシップを調整・確保することにより、クラブの各奉仕事業を担当する委員長をサポートする。この委員会は、クラブ理事会の承認のもとに、関連のある LCIF 交付金の申請や、地域におけるパートナーシップの構築に責任を担うこともある。

(g) **情報技術テクノロジー委員会。**必要に応じてオンラインツールやコミュニケーションへのアクセス及び／又は支援を提供することにより、会員に力を貸す。また、クラブのウェブマスターとして支援を提供及び／又はその役割を果たすこともある。

(h) **指導力育成委員会。**第一副会長が委員長を務める。地区、複合地区、ライオンズクラブ国際協会が提供する研修の機会のもとより、クラブの会員に役立つ可能性のあるライオンズ外の研修プログラムについてもクラブ会員に知らせる。

第2項 特別委員会。会長は時折、理事会の承認の下に、自分の判断又は理事会の判断で必要とみなされる特別委員会を設置することができる。

第3項 会長の職権。会長は、職権上すべての委員会のメンバーとなる。

第4項 委員会の報告。必要に応じて、各委員会はその委員長を通して、口頭又は文書で毎月理事会に報告することが、奨励されるべきである。

第6条 会議

第1項 理事会の定例会議。理事会の定例会議は、理事会が定める日時及び場所で開かれる。（理事会は毎月少なくとも1回会合することが勧告される）

第2項 理事会の特別会議。理事会の特別会議は、会長又は3人以上の理事会構成員の要求があったときに、会長が定める日時及び場所で開かれる。

第3項 クラブ例会／催し。本クラブの例会は、理事会に推薦されクラブで承認された日時及び場所で、開かれる。本会則及び付則で他に特に定められる場合を除き、理事会が例会及び／または催しについてクラブの全会員に的確に連絡し参加を促すのに適当と定めた方法で、例会の通知が行われる。クラブの例会は、クラブの会員が決定した奉仕事業またはその他の催しに置き換えることができる。（クラブは毎月少なくとも1回会議、催し、もしくは奉仕活動を行うことが奨励される）

第4項 クラブ特別会合。会長は、自分の判断で本クラブの特別会合を招集することができ、理事会の要求があった場合には、要求者が定める日時及び場所で、これを招集しなければならない。会長が理事会の要請による特別会議の招集を怠った場合、過半数の理事会が、理事会により決定された時間と場所において会議を招集する権限を持つ。会合の目的、日時、場所が記載された特別会合通知書は、会合日の少なくとも10日前までに、本クラブの各会員に郵便、電子メール等の方法で送られるか、又は直接届

けられなければならない。

第5項 年次会合。理事会が定める日時及び場所で、ライオンズの毎会計年度終了と併せて、本クラブの年次会議を開催する。この会議では、任期を終わらせる役員がその最終報告を行い、新しく選出された役員が就任する。

第6項 代替会議形式。本クラブ及び／又は理事会の定例会議又は特別会議は、会長又は理事会構成員の3人以上の会員の提議により、電話会議及び／又はウェブ会議の形式により開催することができる。

第7項 周年記念。チャーターナイト周年記念会を毎年開催することができ、その際には、ライオニズムの目的及び道德綱領並びに本クラブの歴史が、特に強調される。

第8項 定足数。本クラブのいかなる会合においても、定足数には、グッドスタンディング会員の過半数の出席が必要である。他に特に定められていない限り、いかなる会合においても、出席した会員の過半数の決議は、クラブ全体の決議となる。

第9項 業務処理の方法。本クラブは郵便又は電子コミュニケーションにより業務処理を行うことができる。ただし、全クラブ会員の3分の2の書面による賛成が得られない限り、そのような行為のいかなるものも有効とはならない。このような行為は会長またはクラブ理事会のいずれか3人により提議することができる。

第7条 入会金及び会費

クラブの年次会議における会員の承認による

第1項 入会金。新会員，再入会員，転籍会員はそれぞれ，国際協会入会金を含め_____円の入会金を納入するものとする。この入会金は，その会員が本クラブ会員として記録され，クラブ幹事がライオンズクラブ国際協会に報告する前に，支払われていなければならない。ただし理事会は，前クラブ退会后12カ月以内に転籍又は再入会を認められた会員の入会金のうち，クラブ入会金の全額又は一部を免除することができる。

第2項 年間会費。本クラブの各会員は，下記の経常年間会費を支払わなければならない。この金額には，国際協会並びに地区（単一又は準，及び複合）の会費（ライオン誌購読費，国際協会の運営及び年次大会費，並びに同様の地区の経費を支払うため）が含まれ，理事会が定める時期までに前納しなければならない。

正 会 員 _____円

不在会員 _____円

名誉会員 _____円

優待会員 _____円

終身会員 _____円

準 会 員 _____円

賛助会員 _____円

本クラブ会計は，国際会費及び地区及び複合地区会費を，それぞれ国際会則及び複合地区会則で定められる時期に納入しなければならない。

第8条 クラブ支部運営

第1項 クラブ支部役員。支部を構成する会員が支部会長、幹事及び会計を選出する。以上の3人と支部連絡員が支部の執行委員会を構成する。支部の会員は、親クラブ理事会のメンバーとなる支部会長を選出する。また、支部の種々記録、予定されている支部活動、月例財務報告書を提供し、支部と親クラブとの間の率直な話し合い及び効果的なコミュニケーションを推進する努力を統制するため、支部会長には、親クラブの例会及び（又は）理事会会議及びアクティビティに出席することが奨励される。支部会員には、親クラブの例会及びアクティビティに出席するよう奨励される。

第2項 連絡員。親クラブは、支部の進展状況を見守り必要な時には支部に助力する者を、親クラブ会員の中から1人選んで任命する。この役職を務める会員は、支部の4人目の役員も務める。

第3項 投票する権利。支部会員は、支部の活動につき投票することができると共に、親クラブの例会に出席している場合には親クラブの投票権のある会員である。親クラブの会合に出席している場合にのみ、支部会員は親クラブの会合の定足数の数に入れられる。

第4項 入会金及び会費。クラブ支部への新会員、再入会員、転籍会員はそれぞれ、国際協会入会金を含め_____円の入会金を納入するものとする。クラブ支部は親クラブとは別に入会費を請求することがで

き、支部会員には親クラブの入会費を支払う義務はない。

支部の各会員は、下記の経常年間会費を支払わなければならない。この金額には、国際協会並びに地区（単一又は準、及び複合）の会費（ライオン誌購読費、国際協会の運営及び年次大会費、並びに同様の地区の経費を支払うため）が含まれ、親クラブ理事会が定める時期までに前納しなければならない。

正 会 員 _____円

不在会員 _____円

名誉会員 _____円

優待会員 _____円

終身会員 _____円

準 会 員 _____円

賛助会員 _____円

クラブ支部会計は、国際会費及び地区及び複合地区会費を、親クラブ会計に、それぞれ国際及び地区（単一又は複合）の会則及び付則で定められる時期に納入しなければならない。クラブ支部は、クラブ会費を親クラブに支払う義務を持たない。

第9条 その他

第1項 会計年度。本クラブの会計年度は、7月1日から6月30日までとする。

第2項 議事規則。本会則及び付則で他に特に定められる場合を除き、本クラブ、理事会、あるいは本会則により任命された委員会のすべての議事の進め方

は、最新版ロバート議事規則による。

第3項 政党／宗派。本クラブは公職の候補者を後援又は推薦してはならない。また、本クラブのいかなる会合においても政党、宗派に関して討論してはならない。

第4項 個人的利益。本クラブ役員及び会員は自らのライオン歴を推進させる場合を除き、どんな個人的、政治的その他の野心のためにも、会員であることを利用してはならない。また、クラブ全体としてもクラブの目的に反する運動に参加してはならない。

第5項 報酬。幹事を除きいかなる役員も、役員として行った本クラブへの奉仕に対して、報酬を受けてはならない。幹事に報酬を与える場合には、理事会が定める。

第6項 資金の要請。クラブの会員以外の者が、会合の席でクラブに資金を求めることはできない。本クラブの会合中に通常の経常支出として計上されていない臨時支出の要請又は提案がなされた場合には、そのいかなるものも、さらなる検討を受けるべく適切な委員会あるいは理事会に付する。

第10条 クラブ紛争処理手順

会員であることに関して、クラブ会則及び付則の解釈、違反、適用に関して、クラブからの会員除名に関して、あるいは他の方法で満足はいく解決ができないその他すべてのライオンズクラブ内の問題に関して、会員又は元会員とクラブ又はクラブ理事会の役員との間で生じる紛争もしくは申し立てはすべ

て、国際理事会により定められた紛争処理手順に従って解決されるものとする。

第11条 改正

第1項 改正手順。本クラブのいかなる例会又は特別会合においても、定足数の出席者がいれば、出席した会員の多数決で、本付則を変更、改正、又は撤廃することができる。

第2項 通知。改正案に対する票決は、改正案を説明する文書による通知が、票決を行う会合の暦上少なくとも14日前までに本クラブの各会員に郵便又はウェブサイトや電子メール等の手段により公表されるか、又は直接届けられない限り、行われない。

編集註：国際協会ウェブサイトに掲載された標準版クラブ会則及び付則（2021年6月29日改定）を底本として原稿を作成しているが、クラブ付則第1条会員については、国際理事会方針書第17章（2021年10月31日改訂版）の日本語翻訳を採用している。

別紙A

会員種別表

種別	会費即時支払(クラブ、地区、国際)	クラブ活動参加	良い印象を与える言動	クラブ、地区又は国際職への立候補	投票権	地区又は国際大会への代議員
正会員	必要	必要	必要	有	有	有
賛助会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事項のみ	無
準会員	クラブ会費のみ支払う	可能な時	必要	無	地区大会(第1クラブ)クラブ事項(第1及び第2クラブ)	無
名誉会員	必要なし クラブが国際及び地区の会費を支払う	可能な時	必要	無	無	無
終身会員	クラブ及び地区の会費を支払い、国際会費は支払わない	可能な時	必要	正会員の義務を果たしていれば有	正会員の義務を果たしていれば有	正会員の義務を果たしていれば有
不在会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事項のみ	無
優待会員	必要	可能な時	必要	無	有	有

会員種別に関する制限

名誉会員：実際の会員総数の5%を超えてはならない。端数がある場合には、更にもう一人の名誉会員が認められる。

賛助会員：実際の会員総数の25%を超えてはならない。

別紙B

投票用紙見本

クラブ会長選出：投票したい候補者の名前の横にチェックマークをつけてください。

☐ 山 田 一 郎

☐ 田 中 花 子

☐ _____

2014-2015議長連絡会議は家族会員の例会出席義務について検討し、クラブが採択できるように正会員の表を分割し、二人目以降の家族会員の表を挿入することが提案された。クラブ付則を改正する場合は、標準版クラブ付則による。

別紙A 会員種別と義務

会員種別	定期的な出席 (例会)	会費（国際、地区、 クラブ）の即時支払	クラブ活動参加	良好のイメージを示す言動
正 会 員	要	要	要	要
一人目の家族会員	要	要	要	要
二人目以降の家族会員	（可能な時）	国際会費半額	可能な時	要
賛助会員	（可能な時）	要	（可能な時）	要

（以下略）

権利および特権

会員種別	国際協会、地区、 クラブの役職に立候補	投票権	国際または地区の大会で代議員
正 会 員	可	可	可
一人目の家族会員	可	可	可
二人目以降の家族会員	可	可	可
賛助会員	不可	クラブ事項のみ可	不可

（以下略）

出席メーク・アップ規則

1. 例会の前後それぞれ13日間以内に次のいずれかに該当する場合は例会に出席したものと見なされる。
 - a. 他クラブの例会または特別会合への出席
 - b. 所属クラブの理事会の会合への出席
 - c. 所属クラブの常設委員会の正式会合への出席
 - d. 所属クラブ主催の会合（クラブ・アクティビティ資金獲得活動を含む）への出席
 - e. リジョンまたはゾーンの会合への出席
 - f. 国際大会, 東洋東南アジア・フォーラム, 複合地区, 地区大会またはその他の正式なライオンズの会合への出席
 - g. 上記期間中における国際本部, 外国の地区または複合地区（state）事務局訪問（訪問の証明書が用意されている）
2. 病気のため欠席した会員は医師の診断書を提出することによって自動的に出席したものと見なされる。
3. 軍務, 証人として裁判所出席, 公務出張, 公職選挙法による公職, 条例の要請のため欠席した会員は出席したものと見なされる。この場合証明書の提出を求めるかどうかはクラブの理事会が決定する。
4. 職務の関係で相当日数にわたる出張（海外出張を含む）のため, 例会に出席不可能であり, クラブが正当と判断した場合は出席と見なされる。
5. 近親者（配偶者, 2親等内の血族および1親等内の姻族）の喪に服する場合, 10日間以内は出席と見なされる。
6. 妊娠または出産のために会員がやむをえず例会を欠席し

なければならない場合、クラブ理事会とその会員が適切であると合意した期間は、出席したものとみなされる。

7. 会員が出席メイク・アップの必要要件を満たしていることを証明する責任はクラブ幹事にある。

編集注：上記メイク・アップ規則の採択はライオンズクラブ会員の決議による。

2014年国際協会は例会のあり方を見直し、厳格な式次第に従いプロトコールや儀礼を重視する伝統的タイプ、サイバークラブとも呼ばれるテクノロジーを駆使しカジュアルな交流目的のつながり重視タイプ、伝統重視の例会を開きコミュニケーションはEメールやスマートフォンを使う混合タイプの3種類を掲げており、クラブは会員のニーズに合わせて、有意義な例会を作るよう提案している。